2022年3月期基準(2021年8月1日版)

Financial Reporting Practical Skill Examination

財務報告 寒稚 開示様式理解編

公式テキスト

解説編

宝印刷株式会社 監修

日本IPO実務検定協会 編

現行法令に完全対応! 学習したことがそのまま実務に活きる! 開示書類作成前の知識確認に最適!



本書の内容を無断で複写・複製(コピー)、引用することは、著作者・出版社への権利侵害となり、著作権法上の例外を除き、禁じられています。

本書の取り扱いにおいては以下の点にご注意ください。

- ・本書の著作権は、日本 IPO 実務検定協会にございます。
- ・本書の一部または全部を、データの種類(印刷物、電子ファイル、ビデオ、 インターネット等)の如何にかかわらず、複製、転載、第三者へ転売(オークション含む)する事を禁じます。

はじめに

2008年4月1日以後開始する事業年度からスタートした財務報告に係る内部統制報告制度は、今やすっかり定着した感があります。また、四半期報告書については45日以内の提出が必要とされ、決算短信の平均開示所要日数も短縮化の傾向にあります。さらに、国際財務報告基準(IFRS)の任意適用に踏み切る企業も増加傾向にあります。

このように、決算の適正化・早期化が要請されるとともに、会計基準の高度化・複雑化が進行する中、特に 新興企業においては、上場後の開示義務を全うできていないところが少なくありません。また、大企業であっ ても、訂正報告書を提出するケースが後を絶ちません。

その背景には、企業側の教育体制の不十分さに加えて、社内における開示ノウハウの偏在があるものと思われます。

大企業においてさえ、開示に関する体系的な教育体制が整備されているところは多くありません。また、企業規模が大きくなればなるほど、開示業務が分野別に細分化される傾向があるため、開示業務を全体的に俯瞰できる人材は、長年の人事異動を通じて複数の業務を担当しない限り育ちにくいという問題もあります。このため、大企業にあっても、開示書類全体を通してチェックできる社員はごく少数のベテランに限られがちであり、仮にそのベテラン社員が退職したり、病に伏せたりした場合には、適切な開示ができなくなるおそれがあります。

こうした中、開示実務の教育インフラとしての役割を果たすのが、財務報告実務検定・開示様式理解編です。 本検定は、財務報告そのものに加え、決算整理後残高試算表から有価証券報告書等の財務報告までの開示に関する一連の流れを出題範囲としています。すなわち、本検定は、各種開示書類の目的、作成要領、データの関連性に始まり、決算・財務報告プロセスに必要な内部統制までを広範囲かつ体系的に問う試験であり、逆に言えば、本検定に合格するための勉強をすれば、自然にそのスキルが身につくように作られています。

財務報告実務検定・開示様式理解編は、既に企業の開示関連部門で実務経験のある方のスキルアップ、知識の体系的整理に役立つのはもちろん、人事異動等で開示関連部門に配属されたばかりの方や新入社員の方が開示実務のベースとなる知識を身につけるためにも、有効なツールとなるはずです。また、これまで簿記や公認会計士試験、税理士試験等の勉強をしてきた方や、一般の経理事務にのみ携わってきた方が、転職等により上場企業で開示関係の仕事に就くことを目指す際にも、本検定の成績が一定のスキルレベルを有することを示す証明として、役に立つことでしょう。

財務報告実務検定・開示様式理解編を通じて上場企業の開示実務担当者のレベルアップが図られ、それによって適切な財務報告がなされることで証券市場の適正化、活性化が実現することを心より願い、巻頭の辞とさせていただきます。

財務報告実務検定・開示様式理解編 試験委員長 古庄修

財務報告実務検定・開示様式理解編について

I 財務報告実務検定・開示様式理解編とは?

上場企業は、投資家に対して経営成績や財政状態をはじめ、投資判断に必要な財務情報等を開示(財務報告) する義務を負っていますが、近年、その義務を果たせない上場企業が後を絶ちません。

なぜ決算を組むことができているのに、その開示ができないのでしょうか。その一因は、多くの場合、財務報告担当者のスキル不足にあります。財務報告に係る内部統制報告制度、四半期報告書等々、決算の適正化・早期化の強い要請により企業の財務報告負担がますます重くなる中、その要請に応えるだけのスキルアップが追いつかない財務報告担当者が少なくないのが実情です。

財務報告は、その性質上、経理部門が相当部分を担うのが通常です。経理部門にとって必要なスキルと言うと、まず簿記を連想する人が多いと思いますが、適切な財務報告を行うには、それだけでは不十分です。確かに、簿記は決算を組むためには必須のスキルです。しかし、決算の内容を投資家に対して、適切な時期に適切な様式に則り伝えるためには、「開示能力」という全く別のスキルが必要になります。

そして、この開示能力を幅広く問うのが財務報告実務検定・開示様式理解編です。すなわち、財務報告実務 検定・開示様式理解編とは、各種開示書類の目的、作成要領、データの関連性に始まり、決算・財務報告プロ セスに必要な内部統制までを広範囲かつ体系的に問う試験であり、本検定に合格するための勉強をすれば、自 然にそれらのスキルが身につくように作られています。

Ⅱ 検定主催団体について

財務報告実務検定試験は、一般社団法人日本 IPO 実務検定協会 により運営されています。日本 IPO 実務検 定協会は、上場(IPO=Initial Public Offering)準備に必要な実務能力を認定する我が国初の試験である IPO 実務検定試験を通じて上場準備を担う人材を育成し、新規上場を促進することを目的に設立された団体です。

日本 IPO 実務検定協会では、このように新規上場を促進する一方で、上場後の決算業務、開示業務をフォローアップするため、各種開示書類の目的、作成要領、データの関連性、さらに、決算・財務報告プロセスに必要な内部統制までを広範囲かつ体系的に理解しているかを問う「財務報告実務検定【開示様式理解編】」、連結財務諸表を作成する際に必要となる基礎資料の作成(連結子会社・持分法対象会社の情報収集、海外子会社の財務諸表の換算、取引や債権債務の照合表の作成等)から連結精算表を経て連結財務諸表が作成されるまでのデータの流れや手順、XBRL の実務を含む開示のルールといった "連結財務諸表を作成し開示を成し遂げる力"を問う「財務報告実務検定【連結実務演習編】」を開発・運営しています。

Ⅲ 財務報告実務検定・開示様式理解編を受験するメリット

財務報告実務検定・開示様式理解編の試験範囲となっている項目を学習すれば、決算整理後残高試算表から 有価証券報告書等の財務報告までの開示に関する一連の流れがしっかり頭に入ります。

既に企業の開示関連部門で働く方は、これまで実務で身につけた知識を体系的に整理することができるでしょう。また、開示関連部門に配属されたばかりの方や新入社員の方、これまで簿記や公認会計士試験、税理士試験等の勉強をしてきた方や、一般の経理事務にのみ携わってきた方は、財務報告実務を担うためのベースとなる知識を身につけることができます。転職等により上場企業で開示関係の仕事に就くことを目指す際にも、財務報告実務検定・開示様式理解編で一定の成績を残していることが、スキルレベルを客観的に示す証明として役に立つことでしょう。

IV 出題にあたっての基本方針

財務報告実務検定・開示様式理解編は、本公式テキストを前提として出題されます。具体的には、財務報告等の開示資料(有価証券報告書、四半期報告書、決算短信、四半期決算短信、適時開示、連結計算書類、計算書類等)の様式・記載内容・開示方法が問われることになります。

財務報告実務検定・開示様式理解編では、3月末決算の東証上場会社(プロ向け市場は対象外。別記事業ではなく、連結あり、IFRSの任意適用なし)を前提として、毎年8月1日に翌年3月期(以下、「試験対象基準期」)の財務報告に原則適用となる法令等を出題範囲とした問題に更新されます(早期適用については出題範囲外)。また、四半期の財務報告についても、試験対象基準期の四半期に原則適用となる法令等が出題範囲となります(早期適用については出題範囲外)。

例えば、X1年8月1日から X2年7月31日までの期間に受験する場合、X1年8月1日の翌年3月期は X2年3月末を決算日とする事業年度であることから、その事業年度の財務報告に原則適用となる法令等が出題範囲となります(試験対象基準期は「X2年3月期」となります)。四半期の財務報告についても、X2年3月末を決算日とする事業年度の四半期の財務報告に原則適用される法令等が出題範囲となります。また、X2年8月1日から X3年7月31日までの期間に受験する場合、X2年8月1日の翌年3月期は X3年3月末を決算日とする事業年度であることから、その事業年度の財務報告に原則適用となる法令等が出題範囲となります(試験対象基準期は「X3年3月期」となります)。四半期の財務報告についても、X3年3月末を決算日とする事業年度の四半期の財務報告に原則適用される法令等が出題範囲となります。

以上をまとめると、下表のとおりです。

試験対象基準期	受験可能日	試験対象法令等
2022年3月期	2021年8月1日から2022年7月31日まで	3月末決算の東証上場会社を前提として、2022年3月末を決算日とする事業年度において原則適用となる法令等(四半期の試験対象基準期も同様)
2023年3月期	2022年8月1日から2023年7月31日まで	3月末決算の東証上場会社を前提として、2023年3月末を決算日とする事業年度において原則適用となる法令等(四半期の試験対象基準期も同様)

今後、法令等の改正があった場合には、その都度、原則適用の施行日より試験問題及びテキスト類がアップ デートされます。

なお、IFRSへの対応については、本検定は原則適用の基準等を出題するというスタンスを維持しつつも、IFRSの任意適用の状況を勘案したうえで、IFRSの取扱い方針を明確化する予定です(詳細は本検定公式ホームページにて、十分な時間的余裕をもってアナウンスいたします)。

V 出題範囲及び主な出題内容

試験においては、大部分の問題が本公式テキストより出題されます。ただし、財務報告実務検定・開示様式理解編の試験委員会が実務上重要と判断した事項については、本公式テキストにおいて言及がなくても出題される場合があります。たとえば、会計基準等に関しては、開示資料の作成に必要な範囲で出題されることがあります。また、計算問題を含む総合問題も出題されますので、公式問題集、計算問題対策問題集で対策をしてください。詳しい出題範囲は次の一覧表のとおりです。

〈出題範囲〉

試験科目	項目	主な出題内容
	ディスクロージャーの 目的・分類・効果	総論、ディスクロージャーの分類、財務報告の範囲と開示プロセス、会計制度改革 とディスクロージャー制度
財務報告概論	ディスクロージャーの 体制と年間スケジュー ル	総論、年間スケジュール、本決算スケジュール
	財務報告基礎データの 収集	決算・財務報告業務開始前に確認しておくべきデータ、データ収集のツールとして の連結パッケージ、有価証券報告書の各開示項目に必要なデータの概要、財務報告 基礎データの収集体制の整備、他社事例の収集等

B+ 黎起 生 概 i 魚	財務報告に係る内部統 制	総論、財務報告に係る内部統制の評価・報告の流れ、決算・財務報告プロセス等に 係る内部統制構築上の留意点
	金融商品取引法	総論、有価証券届出書、有価証券報告書、四半期報告書、内部統制報告書、その他の開示書類、電子開示実務
	適時開示	総論、決算短信、四半期決算短信、決定事実・発生事実、不適正な適時開示に対する措置
	会社法	各事業年度において作成が必要となる財務情報等、会社の計算等に関する会社役員 の責任
	その他	その他の提出書類等、IRと任意開示
財務報告各論(金融商品取引法)	有価証券報告書	開示府令・財規・連結財規における規定内容、各数値の計算方法・整合性、表示に 関する計算問題
	四半期報告書	開示府令・四半期財規・四半期連結財規における規定内容、有価証券報告書との相 違、各数値の計算方法・整合性、表示に関する計算問題
	内部統制報告書	内部統制府令の規定内容、財務報告に係る内部統制基準・実施基準の規定内容
	決算短信	取引所規則における規定内容、有価証券報告書との相違、各数値の計算方法・整合性、表示に関する計算問題
財務報告各論(適時開示)	四半期決算短信	取引所規則における規定内容、四半期報告書との相違、各数値の計算方法·整合性、 表示に関する計算問題
	その他の適時開示等	決定事実・発生事実・コーポレート・ガバナンス報告書に関する取引所規則における規定内容
	招集通知	会社法、会社法施行規則の規定内容
財務報告各論(会社法)	事業報告	会社法、会社法施行規則・会社計算規則の規定内容、有価証券報告書との相違
	連結計算書類	会社法、会社計算規則の規定内容、有価証券報告書との相違、各数値の計算方法・ 整合性、表示に関する計算問題
	計算書類等	会社法、会社計算規則の規定内容、有価証券報告書との相違、各数値の計算方法・ 整合性、表示に関する計算問題

VI 受験要項の概要

受験資格	なし
問題数	選択式 100 問 および総合問題3問(各総合問題は、計算問題を含む小問2~3問より構成)
試験時間	120分
A 15 - 75	財務報告実務検定·開示様式理解編 Advanced····800 点以上
合格ライン (1,000 点満点中)	財務報告実務検定·開示様式理解編 Standard····600 点以上 799 点以下
(1,000 無/順無中)	財務報告実務検定·開示様式理解編 Basic····400 点以上 599 点以下
受験料	13,200円(税込) ※財務報告実務検定会員は 11,000円(税込)

※ 財務報告実務検定会員について

財務報告実務検定・開示様式理解編に合格すると(Basic、Standard、Advanced の種別は問いません)、「財務報告実務検定会員」になることができます(年会費は13,200円〈税込〉)。

財務報告実務検定会員には、最新のディスクロージャー実務情報のほか、ディスクロージャー関連の法令、会計基準、IFRS等の最新情報、改正情報等の効率的な習得や財務報告実務検定・開示様式理解編のさらなる得点アップに役立つ会員限定の継続研修を受講できるなど、さまざまな特典があります。

詳細は本検定公式ホームページの会員限定コーナーをご覧ください。

Ⅵ 受験要項の詳細

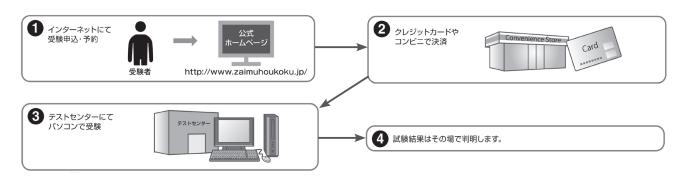
i 試験方式

CBT (Computer Based Testing) 方式、つまりコンピュータを利用した試験です。

* CBT (Computer Based Testing) 方式とは?

CBT 方式とは、コンピュータ画面上に表示されたテスト問題に、マウスやキーボードを使って解答する試験方式です。決められた場所や日時に受験することが求められる会場型の一斉テストと違い、CBT は試験会場が全国各地にあり、また、試験の日時も受験者が自由に選択できるため、忙しい社会人にも受験しやすいのが特徴です。

CBT 試験は、指定の各試験会場(自宅等において受験することはできません)において厳格な監督下(免許証等による本人確認、ビデオカメラによるカンニング防止等)で行われるため、TOEFL®試験や証券外務員試験、海外では、医師国家試験(米国)、米国公認会計士試験、運転免許試験(英国)など公的要素の強い試験にも採用されています。また、同一人物が複数回受験した場合であっても、受験の度に試験問題がシャッフルされるため、前回受験時と試験内容が同じになることはありません。



ii 受験会場、試験実施日時及び申込期間

受験する方の都合に応じて、受験する会場(全国の主要都市をおおむねカバーしています)や日時を自由 に選択できます。詳細は本検定公式ホームページ(下記 URL)でご確認ください。なお、受験のお申込みは、 受験日の3日前まで可能です。また、申込月の翌月より3ヵ月先まで受験予約が可能です。

URL ⇒ https://www.zaimuhoukoku.jp/

iii 受験料

- * 13.200 円 (税込)
- * 財務報告実務検定会員は11,000円(税込)

iv 受験申込先

本検定公式ホームページ(上記 URL)の「受験のお申し込み」ボタンをクリックし、案内に従ってお申し込みください(試験運用委託会社のホームページにリンクしています)。

v 受験資格

特にありませんが、日商簿記3級以上の知識があることが望まれます。

vi 問題数

選択式問題 100 問および総合問題 3 問

- * 総合問題は、計算問題を含む小問2~3問より構成されます。
- * 試験科目別の出題割合は右記のとおりです。

〈出題割合〉

—		
財務報告概論		10 ~ 20%
	金融商品取引法	50 ~ 60%
財務報告各論	適時開示	10 ~ 20%
	会社法	10 ~ 20%

vii 計算機

受験者は電卓を試験会場にお持ち込みいただき、計算問題でご使用になれます。ただし、スマートフォンやタブレット等の電卓アプリのご使用は禁止されておりますので、ご留意ください(一般的な電卓専用機であれば問題ございません)。 試験会場で電卓の貸し出しは行っておりませんが、万が一電卓をお忘れになっても、試験画面上に表示されるPC電卓はご利用いただけます。

viii 試験時間

120分

Ⅶ 合格ライン及びスキルレベル

本検定では、1,000 点満点の試験における受験者の得点レンジに応じて、下記のとおり 3 種のランクが設定されています。

スコア	称 号	スキルレベル
1,000~800点	財務報告実務検定 【開示様式理解編】 Advanced	財務報告書類の作成・開示を指揮する能力を備えている 金融商品取引法・会社法・適時開示にまたがる各財務報告書類間の整合性や 決算・財務報告プロセスの全体像を把握し、連結グループ各社、社内各部門 及び監査法人・印刷会社・株主名簿管理人等の意見を調整しながら、財務報 告書類の作成・開示をディレクションすることができる。
799~600点	財務報告実務検定 【開示様式理解編】 Standard	開示実務担当者としての能力を備えている 企業の業績数値や経営指標を用いて業績動向のドラフトを作成できるととも に、(連結) 財務諸表の作成過程において子会社・関連会社や社内の他部門 と協働作業ができる。また、開示実務担当者として、(連結) 財務諸表の表 示及び注記に関する各種規定を熟知し、各開示書類のドラフティングを担う。
599~400点	財務報告実務検定 【開示様式理解編】 Basic	開示実務補助者としての能力を備えている 開示実務補助者として、財務報告書類のうち平易な開示項目について、基礎 資料をもとに作成することができる。
399点~	(称号なし)	開示実務に求められる最低限のスキルレベルに到達していないものと考えられる

Ⅷ 試験結果の発表について

試験結果は試験直後に判明します。

試験終了時にCBT試験の端末にスコアレポートが表示されます。スコアレポートには総合得点、称号、科目ごとのスコア、問題ごとの正解または不正解も表示されます。また、受験者は印刷されたスコアレポートを持ち帰ることができます。

なお、CBT試験の性質上、スコアレポートに問題そのものは表示されない点にはご留意ください。

※ スコアレポートに記載されている事項以外のお問い合わせ(問題文の内容や正答、解法等のお問い合わせ)には対応しておりません。

ご注意ください!

受験要項については、適宜見直される可能性があります。受験要項の最新版については、本検定公式ホームページにてご確認ください。

URL ⇒ https://www.zaimuhoukoku.jp/ E-mail ⇒ info@zaimuhoukoku.jp

「財務報告実務検定・開示様式理解編公式テキスト」の利用方法と留意事項について

I 本書の利用方法

本書は、「財務報告概論」及び「財務報告各論」が収録された「解説編」と、「ひな型&チェックリスト編」の2分冊となっています。「解説編」では、まず「財務報告概論」にて、各財務報告の種類や法的位置づけ、スケジュール等財務報告実務の枠組み、全体像をしっかりと把握します。その後、「財務報告各論」にて、各財務報告における具体的な様式・記載上の注意点等を学習します。学習にあたっては、適宜「ひな型&チェックリスト編」を参照してください。その際、各財務報告間又は同一財務報告内における各項目間の記載内容・数値の関連性を意識することが重要となります。また、各開示書類において同様又は類似の開示内容となっている項目間の関連性については、〈xix〉ページ以下の〈開示書類間の関連性〉において確認することができます。なお、「財務報告各論」は、学習効率を最大限に高めるため、「有価証券報告書」を中心に据えた構成となっています。それ以外の「四半期報告書」「決算短信」「計算書類」などは、「有価証券報告書」との差異を中心に学習するようになっています。

なお、「上級」というマークの入っている項目には、内部統制に関する事項、高度な判断が必要となる開示項目や作成が難しい財務諸表注記事項等が含まれます。初学者の方は、このマークのある項目を飛ばして学習してください。高得点を狙う方は、これらの項目も十分に学習してください。

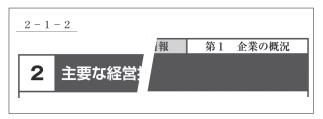
なお、財務報告実務検定・開示様式理解編では計算問題を含む総合問題も出題されます。総合問題については、 公式問題集、計算問題対策問題集を用いた学習や対策が効果的です。

Ⅱ 公式テキストの各論の構成について

「解説編」の各論

〔開示項目の整理〕

各開示項目は上位概念をつけて整理しています。また、編 - 章 - 開示項目の順で通し番号を付してあり、参照の際にはこの通し番号ですべて検索できるようになっています。



〔位置づけ〕

各開示項目ごとに、開示の目的・意義を示しています。

位置づけ 連結、単体に関する投資判断に資する数値指標 イト情報」と呼ばれる。

〔参 照〕

ひな型&チェックリスト編の参照先を通し番号で示しています。通し番号はひな型&チェックリスト編の左右上部に付してあります。

参照 ひな型編〔上3〕

〔解 説〕

各開示項目について、開示の根拠となる規則を中心に 解説しています。必要に応じて各種コラムを参考にして ください。

解 説

1 記載の順序

連結財務諸表を作成している企業にあっては、連結経営 社の経営指標の順に記載する。

「コラム」各種

(実務担当者の準備作業)

書類を実際に作成するシーンで、あらかじめ準備しておくべき事柄を整理しています。主に現場の担当者にとって重要になります。

〔内部統制上の重要ポイント〕

決算・財務報告プロセスに係る内部統制構築の際のポイントを明らかにしています。主に管理責任者にとって 重要になります。

[ワンポイント・レッスン]

実務に役立つ豆知識や、実務上の動向を紹介しています。

〔投資家の視線〕

投資家サイドから見た当該情報の位置付けや、投資判断のツールとしての機能を解説しています。ある開示事項について、なぜそれが必要とされるのかを理解するのに有益です。

「資料」各種

以下の各項目は「資料」として参考にしてください。

〔関連条文等〕

各開示項目について、開示の根拠となる規則や会計基 準等を明示しています。

〔必要となる資料・データ〕

各開示項目について、作成に際し、一般的に必要となってくるデータを例示しています。

(リファレンス)

各開示資料あるいは他の開示資料との整合性(記述内容、金額等)を確認する際に留意すべき点を示しています。本書中の参照先は[n-n-n]と明示しています。

実務担当者の準備作業

ハイライト情報への転記に備えて、各財務数値を一表に確認しやすいと考えられる。ただし、確定したと思われ中間的な資料を作成した場合には、書き替えの手間と修

内部統制上の重要ポイント

- ① 前期の有価証券報告書のデータを一期分ずらして記入する者以外の者がチェックするようにしなければならない(ダフ
- ② ハイライト情報に記載されている株価収益率は予想ではな

ワンポイント・レッスン

特定子会社とは、次に掲げる特定関係のいずれか一以上 一 当該提出会社の最近事業年度に対応する期間にお

投資家の視線

1株当たり当期純利益は、EPS (Earnings Per Share) 資指標の一つである。株価=今期予想 PER (PriceEarnin

資 料

[関連条文等]

• 開示府令第三号様式 (記載上の注意) (5)、同第二号

〔必要となる資料・データ〕

- 各種財務資料との整合性を確認可能な一覧表
- 決算日における株価

[リファレンス]

- 連結財務諸表〔2-1-24~2-1-28〕
- 連結財務諸表注記(1株当たり情報)[2-1-50]
- 財務諸表〔2-1-57~2-1-59〕

「ひな型&チェックリスト編」

(ひな型)

宝印刷株式会社の記載例をベースとし、具体的な記述・数値を用いた財務報告書類のひな型を掲載しています。「解説編」の本文と交互に参照できるように、「ひな型&チェックリスト編」の各ページの左右上部に、解説編における通し番号(リファレンス)が振られておりますので、ご活用ください。

〔チェックリスト〕

財務報告に係る内部統制報告制度への対応の観点から、 当該開示項目に関して留意すべきチェックポイントをリス ト化しています。

「チェックリスト〕

(作成プロセスの文書化)

本項目の作成プロセスは文書化されるとともに、元資 算、承認権限者による承認がチェックリスト等により漏 よう制度化され、かつ、適切に運用されているか。

Ⅲ 本書を利用する際の留意事項

i 本書の基準時点と構成について

本書は、2022年3月期を試験対象基準期とする財務報告実務検定試験・開示様式理解編に対応しております。 すなわち、本書は、2022年3月末決算の財務報告において原則適用となる法令等に準拠しています(早期適 用は考慮していません)。また、四半期の財務報告については2022年3月末を決算日とする事業年度の四半期 の財務報告において原則適用される規定に準拠しています(早期適用は考慮していません)。もっとも、学習 の便宜の観点から、出版時点で公表済みの改正省令等については、必要に応じて改正情報を記載しております。

「ひな型&チェックリスト編」のひな型は、あくまで財務報告実務検定・開示様式理解編の学習の便宜の観点から記載事例のイメージをつかむために作成されたものであり、記載内容の細部を省略したり項目間を詰めて表示したりしている箇所がある点に留意してください。また、「ひな型」は財検電機株式会社という架空の会社における財務報告例を想定して作成されたものです。社名・人名・住所等は架空のものであり、実在する会社とは何ら関係がありません。

「ひな型&チェックリスト編」の I ~ II のひな型が財検電機株式会社における記載事例となります(四半期は第2四半期を前提にしています)。「ひな型&チェックリスト編」の IV に収録してある参考資料は、財検電機株式会社における記載事例とは別に、学習の便宜の観点から、記載例のサンプルを収録したものです。

ii 本書の執筆方針について

財務報告実務検定・開示様式理解編は、財務報告書類の標準的なフォームをしっかりと理解することにより、 財務報告スキルのベースを作り上げることを目的としています。したがって、本書は以下のような方針に基づき 執筆されています。

- * 上場している一般事業会社(3月末決算/製造業)を前提としています。
 - 上場とは、東京証券取引所への株式上場を想定しており、いわゆるプロ向け市場は対象外です。また、会社については下記の条件を前提としています。
 - ・別記事業に該当しない
 - ・連結あり(ただし、開示対象特別目的会社はなし)
 - ・会計基準/表示の早期適用や IFRS の任意適用をしていない
- * 注記事項については、できるだけ一般的な事項を扱うように配慮しています。そのため、重要性の低い注 記については、学習の必要性の観点から、あえて取り上げていないものもあります。
- * 財務報告実務検定・開示様式理解編は、開示の要件の理解に重きを置いていることから、会計基準等開示 資料の元データの作成に必要な知識に関しては、開示資料の作成に必要な範囲の言及にとどめています。
- * 「解説編」の各論は、重要性に応じて開示書類を取捨選択しており、すべての開示書類を網羅しているわけではありません。

- * 「ひな型&チェックリスト編」のひな型は、学習の便宜上、適宜加工・省略している箇所も含まれております。そのため、実際の開示実務とは異なる可能性がある点ご留意ください。また、リファレンスは解説編における通し番号となっていることから、「ひな型&チェックリスト編」では番号が不連続となっているページがあります。
- * 注記の記載順序については、財務諸表等規則などの規則における条文順とすることも考えられますが、本 公式テキストでは宝印刷株式会社の記載例に概ね準拠しています。

iii チェックリストについて

「ひな型&チェックリスト編」のチェックリストについては、株式会社スリー・シー・コンサルティングの「有価証券報告書・決算短信チェックリスト」を、同社の許諾を得て、参考としています。同社の「有価証券報告書・決算短信チェックリスト」をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

株式会社スリー・シー・コンサルティング TEL: 03-3276-3251 (営業本部営業企画 G)

Ⅳ 2022年3月期(2021年8月1日版)基準の主な更新点

2022年3月期基準(2022年8月1日版)の主な更新点は次のとおりです(詳細は本検定公式ホームページをご覧ください)。

- ・2021年6月11日に公表されたコーポレートガバナンス・コードの再改訂への対応
- ・2020年3月31日に公表された「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号)等への対応
- ・2019年7月4日に公表された「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号)への対応
- ・2021 年 1 月 28 日に公表された「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」(実務 対応報告第 41 号) への対応
- ・2021 年 4 月 7 日に公表された「監査報告書の文例」(監査・保証実務委員会実務指針第 85 号) への対応

財務報告実務検定・開示様式理解編 試験に関するお問合せ先

財務報告実務検定事務局(一般社団法人日本 IPO 実務検定協会内)

担当者 事務局長 原田

住 所 東京都豊島区高田三丁目 28番8号

Tel 03-5992-7688 Fax 03-3971-3667

URL https://www.zaimuhoukoku.jp/ E-mail info@zaimuhoukoku.jp

目 次

はじめに i 財務報告実務検定・開示様式理解編について ii 「財務報告実務検定・開示様式理解編公式テキスト」の利用方法と留意事項について vii お問合せ先 x 凡 例 xv 〈開示書類間の関連性〉 xvi
■ 第1編 財務報告概論
第1章 ディスクロージャーの目的・分類・効果······ 3
 第1節 総 論 4 第2節 ディスクロージャーの分類 7 第3節 財務報告の範囲と開示プロセス 9 第4節 会計制度改革とディスクロージャー制度 11 第5節 投資家との建設的な対話とコーポレート・ガバナンス 13
第2章 ディスクロージャーの体制と年間スケジュール17
第1節 総 論 18第2節 年間スケジュール 19第3節 本決算スケジュール 21
第3章 財務報告基礎データの収集27
第1節 決算・財務報告業務開始前に確認しておくべきデータ 28 第2節 データ収集のツールとしての連結パッケージ 32 第3節 有価証券報告書の各開示項目に必要なデータの概要 34 第4節 財務報告基礎データの収集体制の整備 36 第5節 他社事例の収集等 38
第4章 財務報告に係る内部統制41
第1節 総 論 42 第2節 財務報告に係る内部統制の評価・報告の流れ 44 第3節 決算・財務報告プロセス等に係る内部統制構築上の留意点 54
第5章 金融商品取引法63
第1節 総 論 64 第2節 有価証券届出書 68 第3節 有価証券報告書 71 第4節 四半期報告書 73 第5節 内部統制報告書 74 第6節 その他の開示書類 75 第7節 電子開示実務 80
第 6 章 適時開示
第 1 節 総論 86 第 2 節 決算短信 88 第 3 節 四半期決算短信 90

95

第4節 決定事実・発生事実

第5節 不適正な適時開示に対する措置

92

第7章 会社法	99
第1節 各事業年度において作成が必要となる財務情報 第2節 会社の計算等に関する会社役員等の責任 1	報等 100 104
第8章 その他	105
第1節 その他の提出書類等 106 第2節 IR と任意開示 111	
■ 第2編 財務報告各論—金融商品取引法	
第1章 有価証券報告書	117
表紙 118	
第一部 企業情報	
第1 企業の概況 主要な経営指標等の推移 2-1-2 119 沿 革 2-1-3 124 事業の内容 2-1-4 125 関係会社の状況 2-1-5 127	基本となる重要な事項 2-1-26 197 重要な会計上の見積りに関する注記 2-1-26 203 会計上の変更と誤謬の訂正 2-1-27 205 未適用の会計基準に関する注記 212 追加情報 213
従業員の状況 2-1-6 130 第2 事業の状況 経営方針、経営環境及び 対処すべき課題等 2-1-7 131 事業等のリスク 2-1-8 134 経営者による財政状態、経営成績及び キャッシュ・フローの状況の分析 2-1-9 136 経営上の重要な契約等 2-1-10 140	注記事項~連結貸借対照表関係 2-1-28 215 注記事項~連結損益計算書関係 2-1-29 218 注記事項~連結包括利益計算書関係 2-1-30 221 注記事項~連結株主資本等変動計算書 関係 2-1-31 223 注記事項~連結キャッシュ・フロー 計算書関係 2-1-32 225 注記事項~リース取引関係 2-1-33 227 注記事項~金融商品関係 2-1-34 229
研究開発活動 2-1-11 142 第3 設備の状況 設備投資等の概要 2-1-12 143 主要な設備の状況 2-1-13 144 設備の新設、除却等の計画 2-1-14 146	注記事項~有価証券関係 2-1-35 234 注記事項~デリバティブ取引関係 2-1-36 237 注記事項~退職給付関係 2-1-37 239 注記事項~ストック・オプション等関係 2-1-38 242 注記事項~税効果会計関係 2-1-39 245 注記事項~企業結合等関係 247 注記事項~資産除去債務関係 2-1-40 249
第4 提出会社の状況 株式等の状況 2-1-15 147 自己株式の取得等の状況 2-1-16 154 配当政策 2-1-17 156 コーポレート・ガバナンスの状況等 2-1-18 157	注記事項~賃貸等不動産関係 250 注記事項~公共施設等運営事業関係 253 注記事項~収益認識関係 255 注記事項~棚卸資産関係 259 注記事項~セグメント情報等 2-1-41 260 注記事項~関連当事者情報 2-1-42 265
第5 経理の状況 連結財務諸表等 経理の状況 冒頭 2-1-19 166 連結貸借対照表 2-1-20 168 連結損益計算書 2-1-21 179 連結包括利益計算書 2-1-22 186 連結株主資本等変動計算書 2-1-23 188 連結キャッシュ・フロー計算書 2-1-24 190 継続企業の前提に関する事項 2-1-25 194 連結財務諸表作成のための	注記事項~1株当たり情報 2-1-43 270 注記事項~重要な後発事象 2-1-44 274 連結附属明細表~社債明細表 2-1-45 277 連結附属明細表~借入金等明細表 2-1-46 279 連結附属明細表~資産除去債務明細表 2-1-47 281 その他 2-1-48 282 第5 経理の状況 財務諸表等 単体開示の簡素化 284

貸借対照表 2-1-49 287 注記事項~有形固定資産等明細表 2-1-56 315 損益計算書 2-1-50 295 附属明細表~引当金明細表 2-1-57 株主資本等変動計算書 2-1-51 300 主な資産及び負債の内容 2-1-58 318 重要な会計方針、会計方針の変更等 その他 2-1-59 319 及び追加情報 2-1-52 302 財務諸表注記事項の取扱い 304 第6 提出会社の株式事務の概要 注記事項~貸借対照表関係 2-1-53 306 提出会社の株式事務の概要 2-1-60 320 注記事項~損益計算書関係 2-1-54 308 注記事項~有価証券関係 2-1-55 第7 提出会社の参考情報 310 注記事項~収益認識関係 提出会社の参考情報 2-1-61 321 第二部 提出会社の保証会社等の情報 提出会社の保証会社等の情報 2-1-62 322 その他 独立監査人の監査報告書 2-1-63 特例財務諸表提出会社の特例 2-1-64 330 第 2 章 四半期報告書………………………………………………………………… 333 表紙 2-2-1 四半期連結財務諸表の作成にあたり 334 適用した特有の会計処理 第1 企業の概況 主要な経営指標等の推移 会社等の財政状態等に関する事項で、 主要な経営指標等の推移 2-2-2 当該企業集団の財政状態等の判断に影響を 事業の内容 2-2-3 与えると認められる重要なもの 337 追加情報 360 第2 事業の状況 注記事項~四半期連結貸借対照表関係 2-2-12 361 事業等のリスクその他 2-2-4 注記事項~四半期連結損益計算書関係 2-2-13 338 362 注記事項~四半期連結キャッシュ・フロー 第3 提出会社の状況 計算書関係 2-2-14 363 株式等の状況その他 2-2-5 注記事項~株主資本等関係 2-2-15 341 364 注記事項~セグメント情報 2-2-16 365 第4 経理の状況 注記事項~金融商品関係 2-2-17 367 経理の状況 冒頭 2-2-6 注記事項~有価証券関係 2-2-18 368 注記事項~デリバティブ取引関係 2-2-19 369 第4 経理の状況 四半期連結財務諸表 注記事項~企業結合等関係 370 四半期連結貸借対照表 2-2-7 注記事項~収益認識関係 371 344 注記事項~1株当たり情報 2-2-20 四半期連結損益計算書 2-2-8 348 372 四半期連結包括利益計算書 2-2-9 351 注記事項~重要な後発事象 2-2-21 374 四半期連結キャッシュ・フロー計算書 2-2-10 その他 2-2-22 352 375 継続企業の前提に関する事項 2-2-11 連結の範囲又は

第二部 提出会社の保証会社等の情報

持分法適用の範囲の変更等

第4 経理の状況

提出会社の保証会社等の情報 2-2-23 375

355

その他

独立監査人の四半期レビュー報告書 2-2-24 377

第3章 内部統制報告書	381
内部統制報告書 2-3-1 382 内部統制監査報告書 2-1-63 385	
THE PROPERTY AND A PARTY OF THE	
■ 第3編 財務報告各論─適時開示	
第1章 決算短信 · · · · · · 389	第2章 四半期決算短信409
サマリー情報 サマリー情報 3-1-1 390	サマリー情報 サマリー情報 3-2-1 410
添付資料 (必須) 経営成績等の概況 3-1-2 403 継続企業の前提に関する重要事象等 406	添付資料(必須) 取引所が記載を要請している事項 3-2-2 415
会計基準の選択に関する 基本的な考え方 3-1-3 407	第3章 その他の適時開示等417
連結財務諸表及び主な注記 3-1-4 408	決定事実と発生事実の開示 418 決算関連情報に関する開示 421 コーポレート・ガバナンス報告書 423
■ 第4編 財務報告各論—会社法	
第 1 章 招集通知 · · · · · · 439	第 4 章 計算書類等483
招集通知 4-1-1 440	貸借対照表 4-4-1 484 損益計算書 4-4-2 485
第2章 事業報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	株主資本等変動計算書 4-4-3 486 個別注記表 4-4-4 487
株式会社の株式に関する事項 42-2 450	計算書類の附属明細書
株式会社の新株予約権等に関する事項 4-2-3 452 株式会社の会社役員に関する事項 4-2-4 454	有形固定資産及び無形固定資産の明細 4-4-5 495 計算書類の附属明細書
会計監査人の状況 4-2-5 461	引当金の明細 4-4-6 497
会社の体制及び方針 4-2-6 464 特定完全子会社 468	計算書類の附属明細書 販売費及び一般管理費の明細 4-4-7 498
親会社等との取引 469 事業報告の附属明細書 470	会計監査人の監査報告書 4-4-8 499 監査役(会)の監査報告書 4-4-9 501
第 3 章 連結計算書類 … 471	
連結貸借対照表 4-3-1 472 連結損益計算書 4-3-2 474 連結株主資本等変動計算書 4-3-3 476 連結注記表 4-3-4 477	

凡例

〔金融商品取引法関連〕

本書における略称	正式名称
金商法	金融商品取引法
施行令	金融商品取引法施行令
開示府令	企業内容等の開示に関する内閣府令
開示ガイドライン	企業内容等の開示に関する留意事項について
財規	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則
財規ガイドライン	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留 意事項について
連結財規	連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則
連結財規ガイドライン	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する 留意事項について
四半期財規	四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則
四半期財規ガイドライン	「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関 する留意事項について
四半期連結財規	四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則
四半期連結財規ガイドライン	「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに 関する留意事項について
監査証明府令	財務諸表等の監査証明に関する内閣府令
監査証明ガイドライン	「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」の取扱いに関する留意事項について
内部統制府令	財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する 内閣府令
内部統制府令ガイドライン	「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関す る内閣府令」の取扱いに関する留意事項について
内部統制基準	財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準
内部統制実施基準	財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準
EDINET	Electronic Disclosure for Investors' NETwork:金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム

〔会社法関連〕

会規	会社法施行規則
計規	会社計算規則

〔金融商品取引所関連〕

上規	東京証券取引所 有価証券上場規程
上施規	東京証券取引所 有価証券上場規程施行規則
TDnet	Timely Disclosure network:適時開示情報伝達システム

[その他]

FASF	Financial Accounting Standards Foundation :公益財団法人 財務会計基準機構
IAS	International Accounting Standards: 国際会計基準
IFRS	International Financial Reporting Standards: 国際財務報告基準
XBRL	eXtensible Business Reporting Language : 財務報告用に標準化された XML ベースの言語

〈開示書類間の関連性〉

※網掛け部分は、セグメント情報に関連付けて記載が求められる箇所。

決算短信 サマリー情報 1 連結業績 1 (1) 連結業額 1 (2) 連結財政状態 1 (3) 連結キャッシュ・フローの状況 2 配当の状況 4 (3) 発行済株式数 (普通株式) (参考) 個別業績の概要 1 個別業績 1 (1) 個別経営成績 1 (2) 個別財政状態	有価証券報告書 第一部 【企業情報】 第1 【企業の概況】 1 【主要な経営指標: 2.68】 3 【事業の) 4 【関係会社の 記】	事業報告等 I 会社の現況に関する事項 I 9 直前三事業年度の財産及び損益の状況 I 11 主要な事業内容
1 連結業績 1 (1) 連結経営成績 1 (2) 連結財政状態 1 (3) 連結キャッシュ・フローの状況 2 配当の状況 4 (3) 発行済株式数(普通株式)(参考) 個別業績 1 (1) 個別経営成績 1 (2) 個別財政状態	第 1 【企業の概況】 1 【主要な経営指標第二年移】 2 【沿车 3 【事業の)	I 9 直前三事業年度の財産及び損益の状況
添付資料	3 【事業の	I 11 主要な事業内容
	3 【事業の	I 11 主要な事業内容
	4 【関係会社の記】	
		I 10 重要な親会社及び子会社の状況
	第2 業の状プ 経営環境及び対処すべき課題 2 等のリスク]	I 13 使用人の状況 I 8 対処すべき影響
添付資料 1 経営成績等の概況 1 (1) 当期の経営成績 概況 1 (2) 当期の財政	3 【経済 よる財政状態、経営成績及び キャッ フローの状況の分析】	I 事業の経 I 資金調達の I T I 要な借入 I 15 M株式会 現に関する な事項
(0) 种种的	4 【経営上の重要な契約等】	「
	5 【研究開発活動】 第3 【設備の状況】 1 【設備投資等の概要 2 【主要な設備の状況 3 【設備の新設 かかりの計画】	の が 負の状況 上要な営業所及び工場
	第4 【提出会社で 1 【株式等 〈況】 (1) 【*** ***	会社の 関する事項 III 会社の新株予約権等に関する事項 R等
4 (3) 発行済株式数(普通株式)	発行済体 数、資本金等の、 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	Ⅱ 2 その他株式に関する重要な事項Ⅱ 1 大株主Ⅱ 2 その他株式に関する重要な。
	2 【自 式の取得 3 記当政策】	VI 3 剰余金の配当等 関する方面
	4 マーボレ ・ガバナンスの状況等] (1) ート・ガバナンスの概要] (2) 1を乗の状況] (3) 【監査の状況】 (4) 【役員の報酬等】 (5) 【株式の保有状況】	V 会社役員に関す。 A

				Mr. E. MAZZER O. UNICE	>+ 4-	L= 1 A	*** *****
,,	0	\± 4-	+	第5【経理の状況】	連新	吉吉十)	算書類
	3	建和	財務諸表	1 【連結財務諸表等】			
Ι,,	2	(1)	連結貸借対照表	(1) 【連結財務諸表】 ① 【連結貸借対照表】	2亩	1	連結貸借対照表
П			連結損益及び包括利益計算書又は連結損			1	建 桁其信
Ι"	3	(2)	建結損益及び包括利益計算書をは建結損益計算書及び連結包括利益計算書	② 【連結損益及び 内益計算 は 【連 結損益計算書】 連結包括利対 書	連	2	連結損益計算書
I	2	(2)	連結株主資本等変動計算書	連結株主資本で動計算	連	3	連結株主資本等変動計算書
П		(4)	連結キャッシュ・フロー計算書	生和休主員4 と動計算9 4 結キャッシーフロー 昇書】	進	0	建和休工貝本守友 數計 昇音
I	3	(5)	連結財務諸表に関する注記事項	事項	連	4	連結注記表
П		(5)		(継んでの前提んで事項)	連		(1) 継続企業の前提に関する注記
-	Ü	(-)	4E-100E-17 - 7 133 161 - 170 7 - 07 E 10	(連結及を作成の)	連		(2) 連結計算書類の作成のための基本となる
				要な事項			重要な事項に関する注記
				*結の範囲 *る事項	連	4	(3) 会計方針の変更に関する注記
				2. 5の適用 3事項	連	4	(4) 表示方法の変更に関する注記
				3. 連続 社の事業 等に関する事項	連	4	(4の2) 会計上の見積りに関する注記
				4. 会計为 関する事項	連	4	(5) 会計上の見積りの変更に関する注記
				(1) 重要 産の評価基準及び評価方法	連	4	(6) 誤謬の訂正に関する注記
				① 有 券			
				② 即資産			
				よ減価償却資産の減価償却の方法			
				重要な引当金の計上基準			
				(4) 軍な収益及び費用の計上基準			
				(5) <u>ヘッジ会計の方法</u> (c) のよう (ウェーン・アンバットの世界)	1	1	
				(6) のれ / 償却方法及び償却期間 (7) 連結キャッシュ・フロー計算書におけ		7	
				(7) 連結ヤヤツシュ・ノロー計算書におりる資金の範囲			
				(8) その他連結財務諸表作成のための手			
				要な事項			
				5. 連結子会社の資産及び負債の調 に関		1	
	- 4			する事項			
				6. その他連結財務諸表作成の			•
	,			な事項			
		•		(重要な会計上の見建せ			
				(会計方針の変更)			
				(未適用の会計基準)			
				(表示方法の本理	`	1	
				(会計人		•	
\vdash				(追加 4)			
				(才) 特 普対照表関係	連	4	(7) _ 結貸借対照表に関する注記
	_	4		は、計算書関係)			
				(連結	2亩	1	(9) 連結株主資本等変動計算書に思
				度結キャツ フロー計算書関係)	進	4	(9) 建和休土貝本守友動計昇音(2)
				ス取引関			
				A 関係)	渖	4	(12) 金融商品に関する注
				有価. (系)	Æ	7	(17) 37 (17)
				(デリハ 引関係)			
				(退職給 関係)			
				(スト)・オプション関係)			
				会計関係)			
				(金米結合等関係)			
				(資産除去債務関係)			
				(賃貸等不動産関係)	連	4	賃貸等不見関する注記
				(公共施設等運営事業関係)		4	
				(収益認識関係)		•	
_	_	(.)		(棚卸資産関係)			
	3	(5)	(セグメント情報)	(セグメント情報等)			•
				【関連当事者情報】		T	
				(開示対象特別目的会社関係)	1		
П	3	(E)	(1株当たり情報)	(角示対象特別目的芸在関係)		1	(16) *当たり情報に関する注記
П	3		(1体ヨにり旧報) (重要な後発事象)	(重要 事家)		4	(17) 食発事象に関する注記
"	J	(0)	(主女体)及兀尹弥/	(主多) 尹秋/	Ē	4	(18 収益認識に関する注記
				⑤ 【》	Š	. 4	との他の注記
				【清明相表】		Ţ	C *> 10 *>/_HD
				【作 等明細表	•		
				資產			
				(2) 【その他】			
				2 【財務諸表等】			
				(1) 【財務諸表】	計算	書	類
				① 【貸借対照表】	個	1	貸借対照表
				② 【損益計算書】	1		損益計算書
				③ 【株主資本等変動計算書】	個	3	株主資本等変動計算書

	【注記事項】 (継続企業の前提に関する事項) (重要な会計方針) 1. 有価証券の評価を 2. たな卸資産の 金準及り、法 3. 固定資産の	個 4 個別注記表 個 4 (1) 継続企業の前提に関する注記 個 4 (2) 重要な会計方針に係る事項に関する注記 個 4 (3) 会計方針の変更に関する注記 個 4 (4) 表示方法の変更に関する注記 個 4 (4の2) 会計上の見積りに関する注記 個 4 (5) 会計上の見積りの変更に関する注記 個 4 (6) 誤謬の訂正に関する注記
	(貸借、	個 4 (7) 貸借対照表に関する注記 個 4 (8) 損益計算書に関する注記 個 4 (9) 株主資本等変動計算書に関する注記 個 4 (11) リースにより使用する固定資産に関する注記 個 4 (10) 税効男 に関する込 (7) 4 (16) 1株 り情報に関する注記 (7) 重要 発事象レ る注記 (17) 重要 発事象レ る注記 (15) 関連法 と 人に関する 連結配法 用会社に関す 個 4 (19) 地の注記
② 「※決算法」「認会計士又は監査法人の監査の対象外である旨の表示	④ 【附属明細表】 【有価証券明細表】 【有形固定資産等明細表】 【引当金明細表】 第6 【提出会社の株式事務の概要】 第7 【提出会社の参考情報】 1 【提出会社の親会社等 2 【その他の参考情報】 第二部 【提出会社の保証会社 の情報】	では、
I 3 連 債予想 I ※業 の適切な利用に関する説明、その他特記事項	有価証券報告書の治・直類	<u> </u>

日付	3月31日	4月3日	4 H 5 H	4 A 10H	4月12日	4 月18日	4 月23日	5月1日	5月2日	5月8日	စ	5月10日	5月15日	5月16日	5月17日	5 月22日	5 月28日	月29日	₩ ₩ ₩	6 月 4 日	6月11日	6月12日	6月13日	6月14日	6月18日	6 月20日	6 月21日	6 月24日	6 月26日	6 月27日	6 月28日
四	-	<u></u>	(H)	×	₩	K	⊀	¥	*	¥	K	伸		K	徘	*		<u></u>	¥		\times	¥	K	₩	≼	K	徘	H	¥	*	∜⊭
総分前						10週			8 厘		7週					\			4 適			2 日 日				1 鴻			Ε	川	
財務局																													報EDINET仮登録	鏡決権行使結果(臨時報告書)EDINET提出	有報(招集通知·決議通知· 定款を添付)、內部統制報告 書、確認書EDINET提出
証券取引所	決算発表予定日連絡				•								決算短信了 提出 定款変更 — 入 · 決算取締役会報告	株式分布状況報4							招集通知PDF提出	招集通知HP場									ゴーンス報子=デポー独立役 夏届出書、確認書(代表 者異動時)提出
株主名簿管理人	(通知作成七		株主諸統計表・名簿上位入	St. Mar. C.	Z名簿UL 決権行使書校z		》、"本"。 《確認等》					•	招集通知用封筒納入							通知 納入 (開始		招集 成送·行使書集 関			米部分,一個人				議決権行使書前日集計	決議通知·配当金領収証· 株主通信等発送	配当金効力発生日
6社	招集通知作成九一(2~3月)		十八二十十二十十二十十二十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二					集通知 研究部チェックへ			招集通知 研究部チェック戻り				投る研究部で		招集净一人夕校了·印刷開		決議通知 研究部	招集通知 納 決議通知 研究がチェック戻り	有報 研究部チェックへ	決議通知 校了・印刷開		有報 研究部チェック戻り	決議通知 納品	有報ページレイアウトチェック	有報ページレイアウト完了	有報校了	有報提出データ作成		
監査法人	棚卸立会						真監査(4		5查(連絡	監 算書類)					1	会計監. "事 (取締役会、西ヨ へ)		有報監査報告書 ドラフト入手					監査(有報)スタート		至(有報)終了					監査を受ける	有報(原才(人)
会社	期末棚卸	FASF有報セミナー				株主総会社内打ち合わせ		事業報告 提出 (監査役へ) 計算書類 提出 (監査役・会計監査人へ)	株主提案権行/ 総会付議事項	総会講案文正		決算短信文面。 附属明細書 提出 (監査役・会計監査	取締役会、決算発表(45日目)	決算説明会				查役監查報告書(事業報子受領後4週間·会計監查 人監查報告書受領後1週間)		44		株主総会招。 作書類等 A和H a和H				(擬総会			議決権行使期限(営業 総会会場セッティン	株主総会 総会議事録作成、収締役会 議決権行使書集計	有報製本·会社保存 有価証券報告書PDF掲載
総沿町						10週			8		7週			1					4週			Į			J	1週			Ш	田淵	
四盟	-	<u></u>	相	K	俐	K	×	¥	*	¥	K	俐	¥	K		¥	¥		K	ŕ		¥	K	#	≼	K	徘	В	¥	*	∜ ₿
日付	3月31日	4月3日	4 H 5 H	4 月 10日	4月12日	4月18日	4 月23日	5月1日	5月2日	5月8日	5月9日	5月10日	5月15日	5月16日	5月17日	5 月22日	5 月28日	5月29日	5月30日	° 月 4 ⊟		6 月12日	6月13日	6月14日	6月18日	6月20日	6 月21日	6 月24日	6 月26日	6 月27日	6 A28E

〈本決算スケジュール例〉

財務報告に係る内部統制

2 経理の人材・体制

1

決算の確定と決算書の作成に当たり、経理知識と 接験を十二年した人員を適切に配置し、決算書及び連結パッケージを作成しているか (1)

経理部の担当者が職責に応じた経理知識と経動でしていることを、成務経歴書」によって確認する。また、所定の権限者が、「組織図」及び「決算業務分担表」 基づき、人昇ごとに各担当者のスキル・担当年数等の能力を考慮して人員の補充、業務分担 見直し デっていことを確認する。

2 決算業務が現在の人 (これ) て過度 き出り つていないか

3 全理技 者の 上のための研修を定期的に実施しているか

規程」 「果員研修規程」等により、経理担当者 能力向」 ため、 内の研修制度の活用や社外研修の一環と ての外部講座への参加等を義務付けて 「あか、関する。ま、「実際 財状況として、経理部、「の勉強」 実施状況や経理部員の外部講座への 状況等を 認する。

4 決算業務に関して、担当者の 明的・ なロー・ションが行われているか

決算業務に関
、ローテーションが知的・計画的に行われる旨「経理規程」等に ている とを 確認し、実際に 当者の定期 りな ションが行われていることを確認する。

3 経理業務分掌及び決裁承 重限

1 仕訳と元資料が作成担当者以外の者によってチェックされ、 切に承 、 てい。

2 会計システムへの入力内容は、入力者以外の者によって上時に検証されているか

会計システムへの入力権限が「職務権限表」等に基づく権限者に適切に付与されており、所定の権限者以外の者が、仕訳承認、承認済伝票の修正・削除等できないようになっているかを確認する。また、会計システム

第一方節

電子開示実務

1 電子開示と XBRL

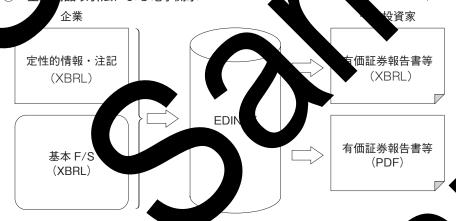
わが国のディスクロージャー制度のうち、 おい 会社 五集通知の WEB 開示及び WEB 修正(〔4 関示を ♥入れているのに対して、金融商品取引法による - 1 - 1〕参照)といった方法で、『 的に良 っては、ED ET や Dnet の XBRL (eXtensible Business Reporting 開示及び証券取引所の適時開示と 【務が進ん いる。XBRL とは、財務情報を作成・流通・再利用でき Language)対応を中心にして電子開 の言語 るように標準化された XI

有価証券報告書や有価。券届出書は、その文を XBRL により作成と EDINE を通じて A融庁に提出することになる。

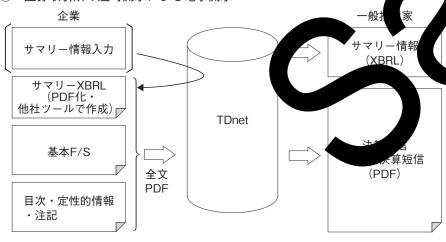
ては、(西半期) 決算短信の開示にあたり 1 証券取引所の 開示によ された XL ・形式のデータを登録するとともに<u>、決</u>算短 る。一般投資家は、 RRL 財務諸表データをそのまま登録して はED 正券取、折ホームページの「適時開示情報関 -ビス」)` 録された XBRL 財務諸表 TDn (例え) -ドする 等をう ともできるし、全文 PDF を表示させダウ ともできる。このように、 は、XBRL を媒介にして EDINET わが国の電 が関 進んでいる。

電子開 XXBRL

① 金融 品取引法による電子開示



② 証券取引所の適時開示による電子開示



第4節

決定事実・発生事実

1 決定事実・発生事実の種類

前述のとおり、決定事実とは会社が決定した重要 発生
発生
大之は会社に発生した重要事実である。適時
開示が求められる決定事実と発生事等
大元人が図え
である (上規 402 条)。また、このほかにも、子会
社がある場合は、その子会社にお
、決定事実と、主事実に関して (上規 403 条)、適時開示を求められるも
のがあり、それを示したのが図表 4 て る。

なお、このように個別列 で、いない まで っても、重要性が高く(投資者の投 内部 影響が大きく)、適時開示が必要であ と判断 るもの ある。

運営、 に関す 図表3の決定事 「その他会 務、財産又は上場有価 発生事 略、財産又は上場有価証券に関する重要な事実 表4 実の27で「その 社の運営 関する重要な事項の決定」、発生事<u>実の1</u>2で 他子云 の他子会社の運営、 **啓又は財産** 実の発生 | とされているものであり、これ 条項といわれる。 又は財 人包括

挙されてい ても、経営成績や財政状 についての明確な基準はないが、個 条項に *性のある事実(例えば多額の借入れなど) 該当すると われる。また、代表取締 態の大さな 行役以上の役員の異動に関して適時開示は 役及び代表 た関しても包括条項に該当 (ることがある(なお、役員の異動は 載する ととされているが、決定し 算短信 点で開え ても構わないとされている)。

図 * 決定事実・発生事実の種類

決定事実

- 1 株式、自己株式、新姓予約権を き受ける 集又は株式、新姓の加工を出し
- 2 発行登録又 要状況調査の開始
- 3 資本金の額 減少
- 4 資本準備金 料益 の額の 2
- 5 自己株式の取得
- 6 株式無償割当て又は新株予約権無 当て
- 7 新株予約権無償割当 を係る 登録又は需要状況調査の開始
- 8 株式の分割又は併合
- 9 剰余金の配当
- 10 株式交換
- 11 株式移転
- 12 合併
- 13 会社分割
- 14 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け
- 15 解散
- 16 新製品又は新技術の企業化
- 17 業務上の提携又は業務上の提携の解消
- 18 子会社等の異動
- 19 固定資産の譲渡又は取得
- 20 リースによる固定資産の賃貸借

発生事実

- ↑ 災害に起因する損害又は業務遂行のといて生じた 損害
- 2 主要株主又は主要株主である の異動
- 3 特定有価証券又は特定有価 券に係 プシュ の上場廃止の原因となる
- 4 訴訟の提起又は判決
- 5 仮処分命令の申立 は決定等
- 6 行政庁による法令等 すづく処分 行政庁による法令違反 な法令違反
- 7 支配材 の異動 上場会 が他の会社の関連会 社である場合にお る さ他の会社の異動
- 債権者で、会 以外の る破産手続開始、再生手続開始、更生続開始 は企業担保権の実行の申立
- アル等へ 渡り又は手形交換所による取引停止処分 → 親会社等 係る破産手続開始、再生手続開始、更 生手続開始 は企業担保権の実行の申立て
- 12 収引先(前事業年度における売上高又は仕入 高が売上高の総額又は仕入高の総額の 100 分の 10 以上である取引先をいう)との取引停止
- 13 債務免除等の金融支援

第一部 企業情報 第1 企業の概況

5 関係会社の状況

位置づけ 企業集団を構成する関係会社 かりやす 説明 る。

参 照 ひな型編〔2-1-5〕

解 説

1 記載時点

関係会社の状況の記載時点は、当連会計年度末は当事業年度末とされる。

2 記載すべき関係会の範囲

提出会社の関係によど、記載すべる。関は、下のとおりである。

- a 親会社: 会社等の、 を及び営業又は事業の方針を決定する機関 (株) 会そな これらじ ずる機関をいう。以下 意思決定機 という)を支配している会社等を<u>いう</u>。
- b 会社 大記 a を合の当該他の会社等をいう。
- c 関連会社 社等及 当該会社等の子会社が、出資、人事 金、技術、、 当等の 係を通じて、子会 社以外 也の会 財務及び営業又は事業の方針の決定に対。 重要な影響 与えることができる場合 におけ、当該子 社以外の他の会社等をいう。

ただ b・cについては連結子会社及び技 適用の 全社について記載し、非連結子会社及び持分とない関連会社についての記載は不要とされている。

3 関係会社の状況の記載内容

会社及びその他の関係会社に分けて、その 提出会社の関係会 差し支えない)、資本金又は出資金、 (市町村〈政令指 が市にあっては区〉程 の記載 **載された夕** 提出会社の所有割合(間接所有分は グメント情報に]書きで 7容(例: 貸借、業 出会社と関係会社 員の兼任等、資金援助、営業上の取引 を記載する。ただし、重要性の乏しい 系会社については、その社数のみを訂 めることができ ること る。この場合には、連結全サブはソ メント等の区分における①当該会社の規模 ②業績への の将来性などを総合的に勘案して、合理的に判断することが適当と

また、当連結会計年度末又は当事業年度末において特定子会社 (述) に する関、社があるときはその旨、また、同日現在において有価証券届出書又は 報告書 提出 てい を会社があるときはその旨、連結財務諸表に重要な影響を与えている関 社の債務超過の状況 その旨 び金額) についても記載することとされている。

ワンポイント・レッスン

特定子会社とは、次に掲げる特定関係のいずれかーととに該する子会社をいう(開示府令19条10項)。

- 一 当該提出会社の最近事業年度に対応する期間において、当該提出会社に対する売上高の総額又は仕入高の総額が当該提出会社の仕入高の総額又は売上高の総額の 100 分の 10 以上である場合
- 二 当該提出会社の最近事業年度の末日(当該事業年度と異なる事業年度を採用している会社の場合には、当該会社については、当該末日以前に終了した直近の事業年度の末日)において純資産額が当該

提出会社の純資産額の100分の30以上に相当する場合(当該提出会社の負債の総額が資産の総額以上である場合を除く)

三 資本金の額(相互会社にあっては、基金等の約 人) 人 当資の額が当該提出会社の資本金の額(相 互会社にあっては、基金等の総額) 2 100 分の 以上に 当する場合

4 「緊密な者」又は「同意している者」

5 「関連当事者 の取 との関係

関係会社と取るある場合には、その内容は(連結)財務諸表の注記として、「関連」者との取り」に記載されていることがい。関係会の住所等が「関連当事者との取引」の項において、載されている場合には、その旨の記載を省略することができる。

実務担当り準備

内が制上の重要ポイント

連結の範囲は、財務報告に係るウェストと、網、他の観点がら重要なチェックポイントとなる。 関係会社一覧表の整備は必須です。

6 主要な損益 報等の記載

おける連 当連結会計年 右子会社の売上高(連結会社相互間の 可部壳上 除く び当該連結子会社の最近連結会計年度 は、その質 割合が10%を超え 売上高、 求められている。 当期純利益、純資産額及び総資産額(こ らを「主要な損益情報等」という)を すること ただし、当該連結子会社が一方に一方届出書もしくは有価証券報告書を提出し る場合文 連結会計年 度におけるセグメント情報の元上高に占める当該連結子会社の売上 内部売上高又は振替高 たうえ を含む)の割合が100分の90を超える場合には、当該理由を明記 で要ない 情報等の記載を省 略できる。

7 事業報告等と有価証券報告書の一体的 示

有価証券報告書における「関係会社の状況」の事業報告 おける「重要な親会社及び子会社の状況」の内容が含まれているものと考えられ、事業報告における「重要 親会社及び子会社の状況」の記載にあたっては有価証券報告書における「関係会社の状況」の記載を利用 ることが可能である。

資 料

[関連条文等]

開示府令第三号様式(記載上の注意)(8)、同第二号様式(記載上の注意)(28)

関係会社の概念の整理



- 「4 関係会 代況」:「提出会社の関係会社」=連結子会社+持分法適用の関連会社+執社+その他 会社 ※非連結子会社 ついては、持分法の適用非適用にかかわらず除く(第二十二 記載上
- ※非連結子会社 ついては、持分法の適用非適用にかかわらず除く(第二日 記載上の注意 28 a)。
- 捐示府 1 10 項
- 連結2条3、6、7、8
- 財規 条Ⅲ、 V、 WI
- 業会 義会「連結財務諸表制度における子会を及び関連、人の範と見直しに係る具体的な取扱い」
- ① 会計基準適用指針 22 号 [連結財務諸表 ふり 会社及び 会社及 間の決定に関する適用社
- ・ 監査・保証実務委員会「連結財 and おける 全社及び関連会社の範囲の決定に関する監 上の由 点」についてのQ&A
- 企業会計基準 15号 ←定(ト別目 ***に係る開示に関する適用指針)

[必要となる資料・データ]

- 関係会社一覧表
- 臨時報告書(特定子会社の異動:当該提出会社の特定子会社があった。 が子会 なくなること又は 子会社でなかった会社が当該提出会社の特定子 ること いう

[リファレンス]

- 【関連当事者情報】 [2-1-42]
- 【沿革】〔2-1-3〕
- 【事業の内容】[2-1-4]
- 【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】 2 1 26〕
- 主要な損益情報等の記載対象となる連結子会社の財務情報と連結財務諸表との関係
- 会社法の事業報告における「重要な親会社及び子会社の状況」〔4-2-1〕

第一部 企業情報 第4 提出会社の状況

18 コーポレート・ガバナンスの状況を

位置づけ 株主・投資家にとって関心の 企業統 に関す 伏況 説明し、投資判断に役立つ情報を提供する。

参 照 ひな型編〔2-1-18〕

解 説

1 記載時点

事業年度末におけるコー・ガー・ガー・スペース 大況等を記載するが、制度の趣旨か スペー 有価証券報告書提出日までの動向をし映した記してする。 望ましいと考えられる。

2 記載内容

- 1 コープ・イート バナンスの状況
 - 【* /ポレー・ガハ、 <スの状況等】

 - (2)【往 真の状況
 - (2) 個 の中。
 - (4) 役員の報酬等】
 - (5) 株式の保有状況

以下、それぞれの内容を詳しく解説。。

内部統制上の重要

実務担当者の準備作業

3 コーポレート・ガバナンス概要

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方が記載して、提出会社の企業統治の体制(企業統治に関して提出会社が任意に設置する委員会その他これに乗っるものを含む。)の概要、及び当該企業統治の体制を採用する理由を具体的に記載する。また、提出会社の企業統治に関するその他の事項(例えば、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況、提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況)について、具体的に、かつ、分かりやすく記載する。なお、取締役、会計参与、監査

役又は会計監査人との間で同法第 427 条第 1 項に規定する契約(いわゆる責任限定契約)を締結した場合、 役員等との間で補償契約を締結した場合又は役員等を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結した場 合には、当該契約の内容の概要を記載する。契約の内 ○いては、当該契約によって職務の執行の 適正性が損なわれないようにするための 置を講じて る場合 の内容を含み、補償契約を締結した場 ど第3号 **渇げる** 合には会社法施行規則第121条第3号の3 頁を含み、役員等賠償責任保険契約を 世保険者 よって実質的に保険料が負担されてい 既要及 締結した場合には填補の対象とされる保険事品 ある。 会社法第373条第1項に規定する特別取 るときにおけるその負担割合を含むため注意が必 締役による取締役会の決議制度を気 容を記載する。

- ② 提出会社が上場会社等以外の場合 提出会社 企業統治に関する事項(例えば、会社の機関の内容、内 **大生**[スク~ を備の状況、提出会社の子会社の業 部統制システムの整備の 締役と社外取締役に区分人た内容)) めの体制整備の状況 員報酬の (社) 定契約 つ、分かりやす なお、責仏 で償契約又は役員等賠償 - 保険基 該契約によって職務の執行の適正性が損なわ 締結した契約 容の概要 措置を £ 121 3× その内容を 3、補償契約を締結した場合には会<u>社法</u>施行規 方の3及び 象とされる保険事故 を含み、役員等賠償責任保険契約を締結 とによ て実質的に保険料が負担されている こおけるそ 要及びネ 担割るを含む。)を記載す 3条第1項に規定する特別取締役による取る 会の決議制 会社法 を定めた場合には、その 内容を記 する
- - に掲げる取組みの具体的な内容の概要
 - (1) 当該株式会社の財産の有効な 切な企 集団の形成その他の基本方針の実現に資す かかな 組み
 - (2) 基本方針に 下適切 者に って当 *式会社の財務及び事業の方針の決定が支配 なることを防止する めの取組み
 - - (1) 当該取組みが基本を針に近っのであること。
 - (2) 当該取組みが当該株式云社の株主の共同の利益を損なうもの こと。
 - (3) 当該取組みが当該株式会社の会社役員の地位の維持を目的でするものはない。
- ④ 提出会社の企業統治に関する事項に代えて 結会社の企業統治に関する事項 ついて記載するができる。 その場合には、その旨を記載する。
- ⑤ 定款で取締役の定数又は取締役の資格制限について定め、また、 締役の選解任の決議要件につき、会社 法と異なる別段の定めをした場合には、その内容を記載する。
- ⑥ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした場合には、その事項及びその理由を記載する。取締役会決議事項を株主総会では決議できないことを定款で定めた場合には、その事項及びその理由を記載する。株主総会の特別決議要件を変更した場合には、その内容及びその理由を記載する。

- ⑧ 会社と特定の株主の間で利益が相反する。それがあ、取 を行うに株主(当該取引の当事者である株主を除く。)の利益が害されることを防止する。この指、例えば、いわゆる特別委員会の設置等)をとる旨を決定している場合には、その旨及びその具体、容を記録しる。

内部統制上の重要ポイント

剰余金の配当は本来株主総会決論 項であるた 中間配当については取締役会決議で行うことができ 証券報告書の重点審査に際して、 る旨を定款で定めてい この記 載が漏れており、訂正 告書を うれた Q締役5 己株五 取得に関して取締役会 7得枠を る (会社法 45) にしたり、 ~2項)も記載が必要となるため、留意しなけ を行った場合 社法 16

4 役 000

下り項目ノムて記載る。

男性 ダ 女性 名(役員のうち女性の比率 %)

					4			
役	職	氏名	生年月日	T.	F	A	所有株式数	(株)
							•	
					計			
							*	

- ① 役員の男女別人数を欄外に記載する。
 と、役、つうち女性の比率を括弧内に記載する。
- ③ 「所有株式数」の欄には、他人(4 人を含む。)名義で所有している株式やと含めた。「所有により記載する。なお、会社が二以一の種料、株式を発行している場合には、種類ごとのこと記載する。
- ④ 役員間において二親等内の親族関係がある場合には、その内容 注記す
- ⑤ 相互会社の場合にあっては、「所有株式数」 欄の記載を要しない。
- ⑦ 会社が、会社法第108条第1項第9号に掲げる事項に る る定めをした内容の異なる種類の株式を発行した場合において、当該種類の株主によって選任された役員がいるときはその旨を欄外に注記する。
- ⑧ 役員が社外取締役又は社外監査役に該当する場合には、その旨を欄外に注記する。

第一部 企業情報 第5 経理の状況 連結財務諸表等

20 連結貸借対照表

位置づけ 企業集団における財政状態を

参照 ひな型編〔2-1-20〕

解 説

1 総論

連結貸借対照表は連結財務諸表の一条構成し、業集団の期末日現在における財政状態を表している。

様式は、連結財規様式等しなる。 ういた を結貸借対照表は資産の部、負債の 真、負債の差額で表現される純資産の部とら構成されており、いらにそれぞれ適切な科目へ細分化されている 工業集団の状況を知るための重要 よ情報 1 つであるいえる

特の科目/ へのある、記を記載する場合には、注記内容と、科目との関、が明確、なるように、当該科目に住記するを付ってがある。また、資産と負債の記載順序は、動性配列法(流動性の高い項目から並べて記載する方法)と原則とする。

ワンペイント・レッスン

- ・当連結会計年度に係る連結財務。の理解に資すると認められる場合に対前連結と、年度に係る定性的な情報を含めなければよう。。

なお、2012年5月15日行いで日本公認会計士協会より「比較情されないに関する研究報告(中間報告)」が公表された。これは比較情報というこれまでの会計慣行に馴りなの薄いなが登場してとによる実務上の検討点をQ&A形式でまとめたものである。実施を検情報と記載し述っているには参考にされたい。

実務担当者の準備作業

事前に、前連結会計年度の欄に、前期の有るがです。「転記しておく。」

現在、有価証券報告書の連結財務諸表本表並びに財務諸表本表(製造原価明細書を除く)及び四半期 報告書の四半期(連結)財務諸表本表、短信サマリー情報の部分には XBRL が導入されている。XBRL とは、eXtensible Business Reporting Langua 各種財務報告情報を利用しやすくする の略し ために標準化された XML ベースの言語 ことをい XB 情報を作成・報告することにより、 すると 財務情報利用者は財務情報をデータとして 財務情報の分析等の利便性が格 容易とな 段に向上するといわれている。また、XBRL 入に 企業が任意で付していた科目名が、 標準科目名称として統一された。そのため、新規 目を使用する場合には、まず標準の科目名称に該 当するものがあるかどうか確認し 該当する のがも 」ない場合には、新たに設定することになる。 詳しくは金融庁公表の「勘定科 取扱いに関 るガイドライン」等を参照のこと。

2 流動資産

① 流動資産に属する科

流動を立てする資品以下の項目の区分に従い掲記する。

- a 見金及7 A
- b 安取
- c 売掛
- 刊約負
- e ス債権及びリース投資資産
- f 扩証券
- 4品及び製品(半製品含む)
- n 仕掛品
- i 原材料及び貯蔵品
- i 繰延税金資産
- k その他

ただし、上記 計目に該当 である 資産の総額の100分の1以下のもので 他の項 「属する」 産と一括して表示 適当であると認められるものについては、一括して 記入 ことができ 一方で、上記の科目に該当しない項目である。 とも、資産の総額の100分の5を超えてものについては、当該資産の内容を示す科目をもって別で掲記としてればならない。

ワンポイント・レッスン

また、2018年2月16日に公表された『税効果会計 係る今 本準』の一部改正は、2018年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から原則過加せるが、前連結会計年度の連結財務諸表において、流動資産の区分に繰延税金資産が計上されている場合、新たな表示方法に従い、連結財務諸表の組替が必要となる。連結財務諸表上、繰延税金資産と繰延税金負債の相殺は納税主体ごとに行われる。その為、前期末の(連結)貸借対照表では、この相殺が流動項目と固定項目に分けて行われているが、改正後

は、流動項目では繰延税金資産、固定項目では繰延税金負債が計上されていた納税主体がある場合などでは、 前期末の連結貸借対照表上流動資産又は流動負債に計上されている繰延税金資産又は繰延税金負債を単純 に固定区分に組み替えればよいという訳ではない。

② 商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵 つ表示

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品に、ては、な卸資 の科目をもって一括して掲記することもできる。ただし、この場合にはそれぞれの科目の 質を注記 ことが必要となる([2-1-31] 参照)。

③ 通常の取引以外の手形債権

通常の取引以外の取引に基づいて発した手形債 については、「受取手形及び売掛金」から除外するのが原則であるが、資産の総第 10 の1 x であるよ「受取手形及び売掛金」に含める。

④ デリバティブド がにる 生じた正味 債権

デリバティブ により生 正味の債権で、資産の総額の100分の5を超、もの、いては、 の内容 を示す名称を付した。日をもって、戦する。

⑤ 寸税額€ 🛕

法人税等 かき還 なることが確定済みの額及び還付額の合理 積が可能な については、重要性が乏しい場合をき、「人 収還付法人税等」等その内容を示す ない 称をい な科と もって掲記する。

のネー・バー・バー・バー・ があれば、「未収消費税等」等その内容 示す適当 名称を した科目をもって掲記する (金額に重要がない場合は、「未収入金」等他の適当 (本内) 一括して表しても)。

⑥ 『資産に係る引当金の表示

- a 当該引当金に 資産科 でと はない **除科目として一括して掲記する方法

ただし、bの大による場では、なる資産科目別又は一括して注記することが必要なる。

ワンポイント・レッスン

〈評価性引当金と負債性と当金〉

債項目に表示される引 引当金には、資産項目の伝味科目として表示される引当金(貸 当金(賞与引当金等)がある。これらの違いは、「引当金」に と呼んるものと「評価性 債性引 ★ 資産の評価に関して 引当金」と呼ばれるものの2種類が存在するこ 資産の評価額から控除すべき部分に対して設するものをいう。他力 「負債」引当金」とは、負債の性質 5払可能性) があるものをいう。要するに将来の債務性 る。仮に将来、貸し倒れが発 生して貸倒引当金を取り崩すことになっても ュ・アウ はない。すなわち「貸倒引当金」につ いては負債性がなく、資産の評価について計上される引当金とい る。そのため貸倒引当金は負債項目で はなく、資産の控除項目として表示される。引当金の大上場立。そったら、資産に対する評価としての引 当金なのか、将来の支払義務、損失に備えての引当金ない、で考えてみるといいだろう。なお、どちらも 引当金であることには変わりなく、計上にあたっては、引当金の4要件(将来の損失、原因が当期以前の 事象に起因、その発生確率が高い、金額を合理的に見積ることができる)を満たさなければならないこと に変わりはない。

第一部 企業情報

第5 経理の状況

連結財務諸表等

位置づけ 連結財務諸表の利用に際して 本的前提 理解 まため 情報。

参照 ひな型編〔2-1-26〕及び (他4)

解 説

1 連結財務諸表作成のための はとなる重要 は事項

連結の範囲に関する事項その他連絡 整諸表作成 ための基本となる重要な事項は、次に掲げる事項に区別して記載を行う。

- a 連結の範囲に関する事項
- b 持分法の適/ _ 関 、 事項
- c 連結子会 事業年度 関する事項
- d 会計方針に 多 る事項

なおこれであ事。外であっても、連結会計方針として重要ない項か。場合は記載を行う。

2 連結の 通に る事項

① 子会社 関連会 等の定義

(i) 親会 と子会社

ここで、他の名 等の意思決定機関を手已している会社等とは、次の a ~ c に掲げる という 配力 基準)。ただし、 務上又は くん との関係からみて他の会社等の意思決 機関を てしていいことが明らかで、 ちれる会 等は、この限りでない。

- a 他の会社等(民事再生法の規定 よる再生手続開始の決定を受けた会社 会社更 の規定による更 生手続開始の決定を受けた会 その他これ らに準ずる会社等であって、かつ、有効な支配従属関係が存在 められ 会社等を除く。以下同じ)の議決権の過半数を自己の計算において所有している会社
- b 他の会社等の議決権の100分の40以上、100m以下を、この 算に、 下所有している会社等であって、かつ、次のアーオに掲げるいずれ 要件に該当する会社
 - ア 自己の計算において所有している議決 と自己と出て、 係があることにより自己の意思と同一の内 の内容の議決権を行使することに同意している者が所有してい 決権の過半数を占めていること。
 - イ 役員若しくは使用人である者、又はこれらであった。 方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。
 - ウ 他の会社等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

- エ 他の会社等の資金調達額(貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る)の総額の過半について融資(債務の保証及び担保の提供を含む)を行っていること(自己と出資・人事・資金・技術・取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を 会調達額の総額の過半となる場合を含む)。オ その他、他の会社等の意思決定機関を支配していること 推測される事実が存在すること。
- c 自己の計算において所有している議決 自己と 変 人事・」
 を・技術・取引等において緊密な関係 があることにより自己の意思と同一の内容の
 な権を
 をすると
 められる者及び自己の意思と同一の内容の
 な権を
 をすると
 められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が、
 している
 は大権とを合わせた場合
 (自己の計算において議決権を所有していない場合を
 ない
 の会社
 、議決権の過半数を占めている会社等であって、かっ、上記
 りのイーオに掲げる
 しかの要件に
 い当する会社等

実務担当者の準備作業

子会社の判定にあた。ては、議、権のあ、性式等の所有の名義が役をその他当ませれ以外、者となっていても、当該、式等、予得のため、予金関係、当該株式等に係る配当、予他の技のの人属関係等を検討し、当該会、自己の計、下おいて議決権を所有しているか否かについて、でする。が必要である。

産流動化法2条3項に規定する特定目的 なま 内容の 更が制限されている 常む事、本をいう)については、適正な価額 同様の り受けた資 いら生くる収益を当該特別 の所有者(資産流動化法2条12項に規定 特定目的作 (れに係る債権者を含む) に享受させ 的として設立されており、当該特 せの事 内に従って適切に遂行され ら独立し 条特別目的会社に資産を譲渡した会社 るも く認め、上述の規定にかか 特別目的会社という)。 ず、出資 等の子会社に該当しないものと推定さ なる(こ 開示》

(ii) 会社

「関連会社」とは、会社等及び当該 エー 子会社 出資・人事・資金・技術・取引等の関係 通し子会社以外の他の会社等の財務及び 業又は 、 方針の 定に対して重要な影響を与えること きる場合における当該子会社 り会社 をいる

ここで、子会社 外の他の会社等の財活をび営業 人は事業の方針の決定に対して重要 与える とができる場合とは 次の a ~ d 場合 (影響力基準)。ただし、財務上又は「業上者」は事業の関係からみて、 の他の会 等の財務及び営業又は事業の方針の決定 内 重要な影響 与えることができないことが明らかであると りられるときは、この限りでない。

- a 子会社以外の他の会と等のぎ 確の 100 分の 20 以上を自己の計算におい 有している 合
- - ア 役員若しくは使用人である者、又はこれら 者で自 が子 社以, 他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を ることができる者が 当該子 社以外の他の会社等の代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職 就任して
 - イ 子会社以外の他の会社等に対して重要な っているこ
 - ウ 子会社以外の他の会社等に対して重要な技術を提供していると。
 - エ 子会社以外の他の会社等との間に重要な販売、作りれる の営業上又は事業上の取引があること。
 - オ その他子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。
- c 自己の計算において所有している議決権と自己と出資・人事・資金・技術・取引等において緊密な関係があることにより、自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の

第一部 企業情報

第5 経理の状況

連結財務諸表等

27 会計上の変更と誤謬の訂正

位置づけ 会計上の変更及び過去の誤謬 て正があった場合 連結 務諸表の期間比較性を担保するため の会計処理及び補足情報。

参 照 ひな型編〔2-1-27〕

解 説

1 会計上の変更と誤謬の訂正

会計上の変更とは、会計・更、また注・更及び会計上の見積りの変更をいた。
おける誤謬の訂正は、会計上の変更には当ました。それぞれの定義は次の通りとなる。

+方針の	0変	従来採用していた一般に公正妥当と認 れた
会計 /変更 表示方。	変更	従来採用していた一般に公子を当る。 られた 下方法から他の一般 に公正妥当と認められたで 方法に変更 ること
会上的	見積りの変更	新たに入手可能となった情、 基づいて、 去に財務諸表を作成する 際に行った会計 りを変 すること
なかったる		であるか否かと、かわらす、一務諸会、一文時に入手可能な情報を使いしはこれを表しない。とによる、このような、りをいう。

誤謬の

- ① 財務諸表の基礎となるデー の収集入 礼理上の誤り
- ② 事実の見落としや誤解から くる会計上 積りの誤り
- ③ 会計方針の適用の 又は表 法の誤り

なお、下記の事項を対する。

- a 連結の範F 変更 ([2-1-26] 照)
- b 持分法適)範囲の変 1 無)
- c 会計処理の 新たな事 の発生に伴う新たな会計処理の原則及 デャ 採用([2 - 27] 参照)

また、連結キャッシュ・フー計 における資金の範囲の変更は、会計方針は 更として収 扱う。一方、キャッシュ・フローの表示ので更については、表示方法の変更 と なり扱う

2 会計方針の変更

① 継続性の原則

財務諸表の作成にあたって採用した会計処理 原則及び手 (方針)。会計方針は、毎期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない(A (利第一5 を))。もし、企業が選択した会計処理の原則及び手続が毎期継続して適用されないとすると、同一の会計事事 ついて異なる利益額が算出されてしまい、財務諸表の期間比較が困難となるからである(企業 (計原則 (3 参照))。これについては、連結財務諸表も同様である。

第一部 企業情報

第5 経理の状況

連結財務諸表等

36 注記事項 デリバティブ取引関係

上 級 advanced

参照 ひな型編〔2-1-36〕及び〔その

解 説

1 ヘッジ会計が適用されていない デリバティ 取引

- a 連結決算 おける契 又は契約において定められた元本相当額
- b 連結決算日 ける時価及 平価損益
- c 产方法

2 へ ジ会計が適用されているデリバティ 収分

ヘッ 計が適用されているデリバティブ取 ついては 取引の対象物 (通貨、金利、株式、債券、商品 及び 1他の取引の対象物をいう)の種類ごとに、に掲げる。を注記しなければならない。

- a 連結決算日における契約額又け ハ いて定 された元本相当額
- b 連結決算日における時価
- c 時価の算定方

なお、ヘッジ生の方法、取引の種類、ヘッジナ泉及びその他の項目に区分して記載している。

ワンポイント

金利スワップの特例処理を行っているデリバティブ取引及び外貨建金銭 を債務等にり当てたデリバティブ取引 (予定取引 シッジ としている場合を除く)に関して、当該テーバティブ取 時価をヘッジ対象の時価に含めて記載した場合、連結決算日におけるデリバー で引の時について、記載を行わないことができる。

内部統制上の重要ポイント

内部監査部門等は、事後テスト(ヘッジ有効性の評価)が適実施されていることを確認する必要がある。

有形固定資産	無形固定資産	投資その他の資産
建物(付属設備含む)	のれん	投資有価証券
構築物	特許権	関係会社株式
機械及び装置	借地権(地上権含)	関係会社社債
船舶	標権	その関係会社有価証券
車両運搬具	実用、『権	出資金
工具、器具及び備品	意匠格	関係会社出資金
土地	***	長期貸付金
リース資産	魚業権(入》 「含む)	株主、役員又は従業員に対する 長期貸付金
建設仮勘定	ソフトウエ	関係会社長期貸付金
その他	1一ス資	破産更生債権等
_	公共,一手運営権	長期前払費月
	₹ 4	人 年金費月
		繰入を資産
	_	₹0

上記 (で 他」の人 に含まれているもので資産の総額の100 / /5 を るもの ついては、当該資産の内 を示すれるもって、に掲記しなければならない。

② リース 産の表

- で固定が減価償却累計額の表示
- ④ 有 定資産の減損損失累計額の表示
- ⑤ 無理 定資産の減価償却累計額及び減損損 計額の表
- ⑤ その他の資産に係る引当金の表示
 - 工記②~⑥については、連結貸借対 x 1 − 1 − の解説を参照。

ただし、資産から直接控除した引金の注意、産産から、接控除した減価償却累計額の注記、「損失累計額の注記については、「多諸表」は記しを要し

⑦ 1年内に費用 なるべき前払費用

実務担当者の準備作業

長期性預金、前払費用、貸付金等の期限を管理するワークシートを作り、 を適用し、長短分類を実施しておく。

⑧ 投資目的の有形固定資産

実務担当者の準備作業

所有する不動産が、営業の用に供するものか投資のようなものかを明確にし、表示区分を誤らないよう注意が必要である。なお、賃貸不動産であっても、自社の営業目的に関連して貸与している設備(例えば外注先への設備の賃貸等)であれば、当該設備は営業の用に供されているものとする点、留意が必要である。

第一部 企業情報 第5 経理の状況 財務諸表等

57 附属明細表 引当金明細表

参照 ひな型編〔2-1-57〕

解 説

「当期減少額 (***1) 使用)」 関には、各引当金等の設定目的である支出又は、****の発力 あったこ による 取崩額を記載する。

「当世、シル その他 の欄には、目的使用以外の理由による減少点を記す 減多 理由を欄外に注記する。 人税法グス 扱いに、づくいわゆる洗替計算による増減額 って、その、質が実気的な増加額又は減少額とは認っれな のについては、減少額は「当期減少額(そんじ)」の欄にしまする。

ノミコン 当者い一浦作業

目に使用以外の理由による減少については、この理論を把握していることを確認する。引当金の当期的 高の金額は、前期の有価証券報告書は、前期末残高、と一致していることを確認する。

方向の検算を実施しておく。また 「当期、 高」につい は引当金の総勘定元帳の残高と照合しておく。

資 料

[関連条文等]

- 財規 121 条
- 財規ガイドライン 121 1 5

[必要となる資料・データ]

- 引当金の総勘定元帳
- 前期の有価証券報告書

[リファレンス]

- 貸借対照表(引当金) [2-1-49] (貸倒引当金については流 と固定を合算)
- 損益計算書(引当金繰入額、引当金戻入益)[2- 50]
- ・ 計算書類附属明細書の「引当金の明細」〔4-4-6〕

第一部 企業情報 第2 事業の状況

4 事業等のリスクその他

位置づけ 四半期連結累計期間における その状況。して、 業等 リスク」、「経営者による財政状態、 経営成績及びキャッシュ・フロー 状況の 及び「 宮上の重要な契約等」について記載 するほか、「従業員数」「生産、受注人 販売の ちょう 皮な設備」などに著しい変動があった 場合にその内容の説明が求している。

参 照 ひな型編 (2-2-4)

解 説

1 事業等のリスク

犬況、╮ 型の状況等に関する事³ is, の財政 当四半期連結累 いて、事業 と認識 フローの状況に重要な影響を与える可能性か 状態、経営成績 なリス 及ぼり な訴訟事件等の発生等投資者の判断<u>に重</u>要な影 な変動、重 事業年度の有価証券報告書に記載した【事 で重要な変更(消 ク まれる かりやすく 滅も には、その旨及びその具体的な内容 が求められ

じさせるような事象又は状 F来にわたって事業活動を継続する 重要 要事象等 で存在 【場合には、【事業等のリエク】 7経営に重要な影響を及ぼす事象 において とともに、当該重要事 重要事象等が存在する旨及びその具体 分かりや 記載、 消し、 改善するための対応策を具体的に、かつ、分かれる。 分析・検討内容及び当該重要事象等 記載することが必要とされる。

なお、将来に関する事項を記載する 山、 当該 質は当四半期連結会計期間の末日現在にお 大中 かたものである旨を記載する。

2 経営者により対政状態、経営成績なびキーッシュ・フローの状況の分析

いわゆる MDa (Manage Disc. and Analysis) の記載項目といわれる

イスクロ ジャーワーキング・グループ報告」(金 2016年4月に公表 を踏まる 閩示内 析」を「経営者 容の共通化・合理化により、従来の「 **炇状態、経営成績及びキャッシュ・7** ・の状況。 アびキ・ノュ・フローの状況の分析」に変更し、経 む績等の 状 による財政状態、経営成績 を与えた要因について の記載を充実させる観点から、一事業全体及びセグメント別の経営内 要な就 の経営者の視点による認識及び分析、②経営者が経営方針・経営単 等の中 りな目。 ▶照らして経営成績 等をどのように分析・評価しているかの記載が求め

四半期報告書においては、事業の状況、経理の 兄等に関して投資者は 正な判 所を行うことができるよう、提出会社の経営者の視点による当四半期連結累 期間を対象 放政 成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容等を具体的に、 かっすく記 することとされる。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した会計上の見積り及び一該見積に用いた仮定について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かれやすった。

なお、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を経理の状況、同げていない場合には、キャッシュ・フローの 状況に関する分析・検討内容の記載は必要ない。

項目	期間	内容
事業等のリスク	累計	重要事象等が存在する場 その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載し、当該重要で ※等に この分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し 又は改善す ためのぎ 無を具体的に、かつ、分かりやすく記載
MD&A	累計	事業全体》、セグメ、
経営方針·経営戦略	累計	図営方」 戦略又は経営上の目標の達成状況を判するた。 客観的な 演奏を返っている場合で、それらにすって既に提った有好 券報告書に 記載 れた内 て比して重要な変更があるとき又 新ナー 足めた 合は、その内容及び理し
優先的に対処すべ 事業 上及び財 の課題	累計	重要な変更があった場合又は新たに優先的に対処 べき事業 対務上の 課題が生じた場合におけるその内容
財務 事業方 決定を 支配 る者 上り 関 する基本方	累計	当該基本方針に重要な変更がある場合にはそい。128、新たに基本方針を定めた場合には会社法施行規則 118 3号に掲げる 項を記載
活動	累計	研究開発活動の金額、 (況 ()、 ば、 ()、 こが、 主要課題、研究成果、研究体制等) に重要する 更があった 合には マグメント情報に関連付け 内容
従業*	累計	連結会社又 出会社の
至産、受注及び販売の実績	累計	まった。 ぐんその内容
主要な設備	為計	要な設 (本 会社以外の者から賃借しているものを含む) に ① 新設、 い止、 規模改

3 経営上の重要な契約等

内部統制上の重要ポイント

重要な後発事象に該当する場合の記載内2 臨時報生 なり よらない要件に該当しているか否かにつき、開示担当者以外のチェックと

また、当四半期連結会計期間後に重要な契約等の締結が決定さど場合には、四半期報告書における「重要な後発事象」においても記載が求められる点については、有画血券報告書と同様の取扱いとなる。なお、一定規模を超える事案については臨時報告書の提出が必要になる点にも注意が必要である。

第4 経理の状況

第一部 企業情報

経理の状況 6 冒頭

諸表)の 位置づけ四半期連結財務諸表(四半期 E明についての記載。

照 ひな型編〔2-2-6〕

解 説

1 四半期連結財務諸表(四半 務諸表) 成方法について

(作成の際に準拠した法令等)を記載する。なお、任意 四半期連結財務諸表(四半期財務諸 の作成方 には、その旨及び根拠条文を記載 で作成している連結財務記 諸表

2 監査証明に1

認会計士又は監査法人の名称を記載する。公 計士 監査証明を受 いる旨及 交代し た場合には、その旨 記載する - 監査法人内の業務執行社員の交代<u>の場</u>合は不

定国際 ま準に り四半期連結財務諸表等を作成 ハる場合

9四半期連結財務諸表(四半期財務諸表) 成した場合 は、その旨を記載する必 指允固際 要がある。

実務担 者の準備作業

期連結財規や四半期財規等は頻繁によ れる。それか改正の都度、情報を入手し、四半期報 作成担当者全員が情報を共有する体制を整備 運用する必要がある。

四半期連結財務諸表等の作成に 後の匹 関連結財規等を早期適用すべきか否か、 討しておく必要があ<u>る。</u>また、 Eがあ でも、適用時期次第で、改正前の四半期連 規等に め、注意が必要である。 基づき四半期連 合も

会計期間に監査証明を う公認 計士又は監査法人が交代した場合 当四半期連 旨の が必要である

資 料

[関連条文等]

開示府令第四号の三様式(記載上の注意)(18)

[リファレンス]

四半期財務 四半期連結財務諸表本表〔2-2-7以降 オ務諸表非作成会社の場合) 第一部 企業情報

第4 経理の状況

四半期連結財務諸表

7 四半期連結貸借対照表

位置づけ 四半期連結会計期間末におけ 業集団の 政状 表表す

参 照 ひな型編〔2-2-7〕

解 説

1 総論

有価 か報 書の連続 借対照表と比べて、表示科目を一部集約プラとと 区分 記ルールも簡便なものとってい

・ なま、四 角報告 おいても比較情報の作成が必要となる。詳細 有価証券報 書における連結貸借対照 表の解説 - 1 - 1 を参照。

実務批者の準備作業

前 店会計年度に係る連結貸借対照表を関すり表示。 いに組み替えた要約連結貸借対照表の作成 をとなる。

ワンポインシッスン

四半期報告書が必須となり務諸表と任意で作成ができる財務諸といりされる。半期連結財務諸表のうち、作成が必要などり、また、作成が任意とされているといまとめる下の表のとおりである(「四半期連結となる」といる。また、2計算書方式を前提とし、は包括利益・算書、CFはキャッシュ・フロー計算書を指す)。以下、作成が必要な財務諸事・「解説という。

	第1四半期	第2四半期	第3四半期
必要	· BS · PL (累計) · CI (累計)	· BS · PL (累計) · CA (累計) · CA (累計)	· BS (累計) (I (累計)
任意	· CF (累計)	·PL (3ヶ月、 GIT、目)	・C 柔計)*1 - L (3ヶ月)*2 · CI (3ヶ月)*2

- *1 第1四半期で記載した場合、必なる。
- *2 第2四半期で記載した場合、必須とる。

2 流動資産

① 流動資産に属 3科と

流動資産に属
資産は、
のa~gの区分に従い掲記する。

- a 現金及び預金
- b
- c 売掛金
- d 契約) 4
- e 有価券
- 活品 (半製品含む)
- g 化品
- h / 料及び貯蔵品

ただし、上記に該当する項目であって、の の総額 100分の Î 以下のもので、他の項目に属す (大座と括して表示することが適当であると められ につい は、一括して掲記することができる 方で、上記の科目に該当した あって、資産 総額 分分の 10を超えるものについては、当該資、 20内容を示す科目をもって に掲記しなければなしてい。

② 商品及び製品 原材料及 守蔵品の表示

商品及び製品、仕掛品、原材料及び「蔵品については、「たな卸資産」の移ってもって、して掲記することもできる。その場合、第2四半世 名会計期間においては、その内訳を注記す ことが必要 たる ((2-2) – (2) 参照)。

③ 流動資産に係る引当金の表示

有価証券報告書における連結貸借対照表の解え (2-1-20) を参照

3 固定資産

① 固定資産に属する科目

有形固定資産と投資その他の資産については、一括して本示する。ただし、適当と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目を持って掲記することがしょ。また、資産の総額の100分の10を超えるものがある場合や資産の総額の100分の10以下であっても区分して表示することが適切な場合は、当該資産の内容を示す科目をもって別に掲記しなければならない。

無形固定資産については、「のれん」と「その他」に区分して表示する。ただし、無形固定資産の「その他」

1 内部統制報告書

上 級 advanced

位置づけ 財務報告に係る内部統制の有効性の評価しまする報 す。経営者は内部統制を整備・運用する 役割と責任を有しており、財産 告に係る可部結 につ ては、その有効性を自ら評価し、そ の結果を外部に向けて報告することで求める。

参 照 ひな型編〔2-3-1〕

解 説

1 表 紙

表紙には提出書類名や様 未、提出が、提出した。 加えて、会社名、代表者の役職氏 から、でする。会社が、財務報告に関し、代表者に準す、 責任を、 る者として、最高財務責任者を定め いる場合 よは、当該者の役職氏名も記載しる。

2 財務報告に係 内部統制 本的枠組みに関する事項

3 評価の範囲、 ジ評価手続く 関するで

a 財務報告いる内部統制の評価が行っれた基準日

内部統制 平価時点は 度の 3月末決算の場合は3月31日)とさしている。 当時付を記載する

内部統制の評価は「財務報告に係る内部統制基準・実施基準」 に でに公正 当と認められる財務報告に係る内部統制の評価基準に従って評価を行うこととなっているため しを記しる。

c 財務報告に係る内部統制の評価手続の概要

内部統制の評価は、全社的な内部統制のではを行ったうえで、評し対象といる業務プロセスを選定、分析し、財務報告の信頼性に重要な影響を及いす統制上の 切り 及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性を評価することによって、内部統制の有効性を評価することによって、内部統制の有効性を評価することによって、内部統制の有効性を評価することによって、内部統制の有効性を評価することによって、内部統制の有効性を評価することによって、内部統制の有効性を評価することによって、内部統制の有効性を評価することによって、内部統制の有効性を評価することによって、内部統制の有効性を評価することによって、内部統制の有効性を評価することによって、内部統制の有効性を評価することによって、内部統制の有効性を評価することによって、内部統制の有効性を評価することによって、内部統制の可能を表する。

d 財務報告に係る内部統制の評価の範囲

全社的な内部統制の評価範囲および業務プロセスと答る評と、囲について、具体的に記載する。

全社的な内部統制の評価範囲については、財務報告の山根性に及ぼす影響の金額的・質的重要性を踏ま えて全社的な内部統制の評価範囲対象となった連結子会社、持分法適用関連会社の数などを記載する。

業務プロセスに係る評価範囲については重要な事業拠点の選定方法(各事業拠点の売上高を合算していき、売上高のおおむね2/3に達するまでの事業拠点を評価範囲にするなど)、会社の事業目的に大きく

内部統制報告書

関わる勘定科目(通常は売上高、売掛金、棚卸資産)にいたる業務プロセスを評価対象としたことなどを記載する(選定方法で売上高の「おおむね2/3」というように選定の方針を記載しているのであれば、実績値を記載する必要はない)。また、見積りや予ジート、一要な勘定科目に係る業務プロセスなど、質的に重要なため評価対象として追加してことなどに同時にデスする(個別に評価対象に追加した業務プロセスなど、質なについては、選定方針を記載すれば、この業務にアス名まりと載する必要はない)。

また、やむを得ない事情により財務報告にる内部 知の一部 範囲について十分な評価手続が実施できなかった場合(例えば事業年度の末日直前に私 に子会社と収得したなど)はその旨、その理由を記載する。

4 評価結果に関する事項

a 財務報告に係る内部 かであ と

財務報告に係る内容 統制の許 の結果、「業年度末日時点において、大務報告に る内部 は有効であると判断されば 新合な の旨記載す

なお、開いべき重要、「備を識別してから最終的な評価時点までに一、期間、保され、効な内部統制を整備し、その運用の、効性を確認している場合には、是正措置が完了、たと判断しる。この場合、14、生に係る。部統制の評価の基準日は期末日であるため、内部、は有効、判断される。

c / マすべき重要な不備があり、財務報告 る内部線 は有効でない旨並びにその開示すべき重要な不 の内容及びそれが事業年度の末日までに是、れなかっと、由

内部統制に開示すべき重要なアート。 財務 生に係る内部統制は有効でない場合、その とび の開示すべき重要な不備の内容 びそれ 、 等年度 日までに是正されなかった理由を記述 るととも に、開示すべき 端の是した向 ての 当該方針を実行するために検討している計 等を記載する。

財務報告に係る内部統制の重要 平価手続が実施できず、財務報告全体しての内。 制の評価結果を表明できない場合、その旨並な 実施できなかった評価手続及びその理由を せする。

5 付記事項

a 財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重 を及は 後発 象

b 事業年度の末日後に開示すべき重要な不備を是正するため 施された措置がある場合にはその内容 事業年度の末日において開示すべき重要な不備があり、五務報告に係る内部統制が有効でないと判断し た場合において、事業年度の末日後内部統制報告書の提出日までに記載した開示すべき重要な不備を是正 するために実施された措置がある場合には、その内容を記載する。該当する事項がない場合には、「該当 事項なし」と記載する。

6 特記事項

財務報告に係る内部統制の評価について特記すべき事項がある場合には、その旨及び内容を記載する。特記事項の例として、内部統制報告書に関する利害関 ない を誤らせないようにするため、特に必要と認められると企業が判断した事項等を記載することが えられ 該当する事項がない場合には、「該当事項なし」と記載する。

資 料

[関連条文等]

- 金融商品取引法24条の4の
- 企業会計審議会「財務報告に係 内部統制基 ・実施基準」
- 内部統制府令第一号
- 内部統制府令ガイライン4 ~4-6
- 内部統制報 小皮 する Q&A

[必要となる資料・タ]

- ・ 関する 部統制の評価に関する社内規程
- ・ 対務報 、 する内、 流制の評価に関する年間計画
- ・ 重要 事業拠 マシート
- 全社な内部に制の整備・運用評価資料(チェッ
- ・ 対象報告に係る業務プロセスの整 運用評価 関
 - 1 を利用した内部統制の整備・運用評価資
- ・ 内部統制の不備に関する集計表 ひき た書等改善状況の分かる資料

サマリー情報

1 サマリー情報

参 照 ひな型編〔3-1-1〕

解 説

1 記載の時点と決算乳 🔊

決算 券報告書や四半期報告書と異なり、法令 期決算 場合、遅くとも期末後 45 日以内に されること、 適当としており、さらに期 証券 引所で 望ましいとしている。また、東京証券取り では、上場 業の決算発表日を集計し で、上場会社は、決算の内容が定 会は所 **信により直ちにその内容を** 分付けられており、四半期決算短信の 期開示人 ずたことと歩調を合わせ、投資 を取り 応える形で上場会社が積極的に早期開 が求めら 証の集計によれば 202 t 40.6 日 、感染症拡大前の例年並みの水準に戻りつつる 「会社の決算発表にかかる平均所要 K 5、5月14日(金曜日)に739社(32.1) が決算発表 行うなど特定日への集中傾向が顕著<u>と</u>なっ るに開示するよう、また、集中日でも大引 くいる。東京証券取引所では、決算発 よりも 3時以降に集中しないよう、上場企 に対し かけて

なお、サマリー情もの自由をすると、速報としての役割に特化するため、様式、専用義務が撤廃された。た。人、従来使用されていた様式は参考様式として、〔日本基準〕(連結)、同ない、【IF)、(連結)及び〔米国之章〕(連結)が定し、おり、東京証券取引所では引き続き、参考様式、生づい 算短信の作成・開入 いる。しては、特に断りのないかぎり、〔日本基準 (定しを前提に高しする。

2 表題等部分及びヘッダー性

サマリー情報のうち、決算助、公表日や会社名等が記載されている。 題等品 という。ここには上記 のほか、上場取引所、銘柄コード(4桁の証券コード)、代表者の 職氏名 せ責いの役職氏名、問合 せ先電話番号、定時株主総会開催予定日、配当支払 **全**定日、決算補足説明資 じて説明会の対象者 重別を) 加する)が記載される。決 料作成の有無及び決算説明会開催の有無(必要) ては、企業 「望まれる事項 (努力義務)」 算補足説明資料及び決算説明会開催の有無に として「決算内容に関する補足説明資料の公平な 不められて ることから、投資者ニーズに応える適 切な決算発表を行うために、決算短信の開示以外の対応もあわせて行 ことが望まれている。

TDnet を通じてサマリー情報を作成する際(後述)に、一路会計 機構の会員マークが掲載される(FASF 会員の場合)。なお、有価証券報告書提出予定日及び配当支払刑始予定日については、決算発表日後に変更が行われた場合であっても、変更した旨の開示は必須ではないとされる。また、期末配当の支払開始予定日が未定の場合は「未定」、期末配当を行わない場合は「一」表記することとされる。

サマリー情報より後の添付資料の部分においては、ヘッダー情報として会社名、証券コード、決算期の記載

3 サマリー情報の記載項目

サマリー情報の参考様式では、大別して一の項目が記載されてる。

a 連結業績

が求められている。

- 連結経営成績
- 連結財政状態
- 連結キャッシュ・フローの状況
- b 配当の状況
- c 連結業績予想
- d 注記事項(重要な子、山、動、玄 支針 変更・会計上の見積りの変更・修正 スカ 《行済株式数に係る情報など)
- e 個別業績(7 5)
 - 個別経営
 - 個別財政状態
 - 11元 飞机
- f 央算短ゲ 、 認会計、又は監査法人の監査の対象外である
- g 柔績 息の適 利用に関する説明、その他特記事項

等業。 ____結経営成績

連結終 成績は、決算期を表記しつつ、次に掲 る項、「つき当連、「算期」 前連結決算期を併記す だ式で記する。

- 心上高
- b 営業利益
- c 経常利益
- d 親会社株主じ 当期純、益
- e 1株当たり 期純利益
- g 自己資本当
- h 総資産経常利益率
- i 売上高営業利益率

これらの各項目は、多くの上場会社の情報を一律に比較しやすくす 及び対前期増減率(当 万円-期と前期の差額を前期の金額で除して算定する。なお、前期・当期 一方もし 両方が ナスの場合又は対 前期増減率が1,000%以上となる場合は「-」表記す なお、企業の業種により、 売上高(役務収益を含む)が「営業収益」等の場 であっても、売上高を す最も 刃な指標について開示する。 ともに、多 員益(2期分)を脚注形式で このほか、包括利益(2期分)を注書きする 記載する。以下、これらの項目を詳述する。

① 1株当たり当期純利益、潜在株式調整後1株当たり当期純利益。e・f)

これらの算出にあたっては、「1株当たり当期純利益に関う。云計基準」(企業会計基準2号)及び同適用指針(企業会計基準適用指針4号)に基づかなければならない(銭未満四捨五入)。潜在株式が存在しない場合、 希薄化効果を有している潜在株式が存在しない場合又は1株当たり当期純損失の場合は「- | 表記となる。

投資家の視線

1株当たり当期純利益は、EPS (Earnings Per Share) といわれ、資本市場において最も重視される投資指標の一つである。株価 = 今期予想 PER (PriceFormings tio:株価収益率) × EPS で計算されるからである。

② 自己資本当期純利益率(g)

自己資本当期純利益率 = - 親会社株主に侵属する (期首自己 本土 自己資 ÷ 2 × 100

(注)自己資本:連結貸借対照表上/ 資産合計」 式引受 新株予約権 非支配株主持分

「貸借対照表の純資産の こ関す 」(企業会計基準 5 号)及び同適用 で表のか 用指針8号)により、 産の部は表記が複雑にな 国の貸借 ており、 純に株 本当期純利 位の包括利。 まれないこととなって 益率といってしま 計額次 利用の資 トックである新株子約権と非支配株主持分と に示したように 長す概念であるから、一定期間に獲<u>得し</u>た利益 み出し 本ストック 類末 己資本の平均値を用いるのが一般的であ て分母がマイナスの 場合 なる。

投資家視線

(ROE 純利益率は、投資家が重要視する<u>株</u>3 eturn On Equity) にほぼ対応 資本利益 得した という効率性を表す指 主から委託された資本を用いて一定期 にから委託された資本を用いて一定期 になる。 けの利益を 米国では平均 20%程度、日本では平 0%前後 いわれ、2009年の金融危機以前は株主資本は 調達し、Re えめにし、有利子負債を活用して事業資金 を高めに誘導するレバレッジ経営が<u>も</u>ては やされた。危機後、財務安全性が重 たとはいえ、年金基金等の投資家の観点な 株主資本をいかに効率的に活用 するかいう点の重要性が薄れたわけではな 長期的に 「利益を は ROE の高い金 あり、企業としては継続的に ROE を高め められている

③ 総資産経常利

総資産経常利益率 = // 利益 / 期末総資産) ÷ 2 × 100

(注) 総資産:連結貸借対照表上の「資産合計」

投資家の視線

総資産経常利益率は、効率性を表す財務 標の一つである総資 当期終 引益率(ROA:Return On Asset)に類する指標であり、企業がいかに 資産を活用 (こ 経常利益)を獲得したかを表す。活用していない遊休資産等が多ければ R なり、資 の効率活用が図られていないことを表すことになる。また、事業活動に投下されている資本効率をみる めに、ROI(Return On Investment)や EBITDA(Earnings Before Interest TaxesDepred tion a Amortization)等、さまざまな指標が考案されている。

④ 売上高営業利益率(i)

企業の本業から獲得された利益である営業利益が売上高に対して占める割合でり、収益性を表す指標とされ

る。金融資産・負債から発生する損益をも含んだ経常利益を用いる売上高経常利益率よりも本業の収益性を表すため、こちらを重要視する投資家も多い。

5 連結業績-連結財政状態

連結財政状態は、決算期を表記しつつ、次 場げる項 を 連結決 別及び前連結決算期とを併記する形式で記載する。

- a 総資産
- b 純資産
- c 自己資本比率
- d 1株当たり純資産

bの純資産には連結貸作 無 「純国 全計 上記載する。また、上記のほか、参 こと 文己資本の額(2期分)を脚注形式で記載する。

① 自己資本比 c)

自己資本 100

投資家視線

こ資、は、総資産のうち自己資本がどの程」を占めるで表し、状務安定性に関する指標といわれる。
対務安定性の観点からは自己資本比率とあい。が望まし、有利・債が多額の企業では自然本財の低さが懸念されることが多い。→は、あま、自己資本比率が高すぎるのも、株主から委託に資本を有効活用せずに内部留保し過ぎてることを意し、不要な株主資本を還元せよとの自己株買いを求める声につながることにす。。

② 1株当たり純資

これらの算出したっては、「1株当た当期約」益に関する会計基準の適用指針」 ない、(銭未満四: 瓦入)。

投資家の視線

1株当たり純資産は、PPS (***) A value Per Share) といわれ、企業の解。 値を表す。 価を BPS で 割ると PBR (Price Book-varue Ratio)、すなわち株価純資産倍率 れ、れ、が解散価値の何倍かを 表すことになる。金融危機後の株式市場では、PBR 1倍割れの 柄も数 見られ、れだけ投資家が解散価値割れの状態が長引くと考えていることを

6 連結業績-連結キャッシュ・フローの 況

連結キャッシュ・フローの状況は、決算期を表 次に掲げ 項目につき当連結決算期及び前連結決 算期を併記する形式で記載する。

- a 営業活動によるキャッシュ・フロー
- b 投資活動によるキャッシュ・フロー
- c 財務活動によるキャッシュ・フロー
- d 現金及び現金同等物期末残高

連結キャッシュ・フローの状況はとくに加工を要する指標は必要とされておらず、連結キャッシュ・フロー

<コーポレート・ガバナンス報告書等での開示が求められている 11 の原則>

原則 1 — 4.政策保有株式	上場会社が政策保有株式として上場性式を保有する場合には、政策保有株式の縮減に関する方針・考え方など、政策保有に関する力量である。また、毎年、取締役会で、個別の政策保有株式について、作り目的が適か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているが等ない体的に精強が、保ずの適否が検証するとともに、そうした検証の内容について開示すべきでいる。 上場会社は、政策保有などに係る、実権の行使のこいて、適切な対応を確保するための具体的な基準を策定・開示し、予基準に対してある。
原則1-7. 関連当事者間の取引	上場会社がプレー・大要株 との取引(関連当事者間の取引)を行う場合には、そうした取引が会 や株主共 利益を することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのない 、取締役会 あらかどめ、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続を定めてその人 みを開示する ともに、その手続を踏まえた監視(取引の承認を含む)を行うがすである。
原則2-6. 企業年金のアセットオナーとしての機能発	上場会、企業 (資立金の運用が、従業員の安定的な資産 成に加え、資らの財政態にも影響を与える。を踏まえ、企業年金が運用、運用機関にするモメリングなど、チュワート・マブ活動、令む)の専門性を高めて、マトオー ーと (期待 れる機能、 揮できるよう、運用にはたる適切な資質を持った) の計画に 2月・配置 どの人事面へ 党面における取組みを行うとともに、 そうした取組 の内容 である。その際、 3会社は、企業年金の受益者と会社との間に生じ得、 益相反か、 3に管理されるようにすべきである。
原則 - 1. 情報 〒の充	場会社は、法令に基づく開示を適切に行う。とに加え、、一の意志、定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナン、実現するとの。気から、(本コードの各原則において開示を求めている事項のほか、)以下の、「について開」し、主体的な情報発信を行うべきである。 (i)会社の目指すところ(経営理 等)や、戦略、
補充原則4-1①	取締役会 取締 会自: して何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのか 連して、 経済体に対する委)範囲を Macに定め、その概要を開示すべきである
原則4-9. 独立社外取締役4 判断基準及び資質	取締役会は、金 ち品取 所が定める独立性基準を踏まえ、独立 小取締 なる者立
補充原則4-11①	取締役会と <u>経営戦略に照らして自らが備えるべきスキ</u> 、 を特定した 取締役会の 知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に する考え方と め、 <u>各取締役の知識・経験・能力等を一覧化したいわゆる ファントリップをはじめ、経営環境や事業特性等に応じた適切な形で取締役の有す エキル等 み合わ、 取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。そ 祭、独立上外 変役には、他社での経営経験を有する者を含めるべきで</u>
補充原則4-11②	社外取締役・社外監査 をはじめ、取締役・監査 は、そ
補充原則 4 - 11 ③	取締役会は、毎年、各取締役の自己評価など、考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の できない べきである。
補充原則4-14②	上場会社は、取締役・監査役に対するトレーニングの方針について開示を行うべきである。
原則5-1. 株主との建設的な対話に 関する方針	上場会社は、株主からの対話(面談)の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきである。取締役会は、 株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し、開示すべきである。

その他の適時開示等

2 コーポレート・ガバナンス報告書

① 意義と目的

証券取引所は、上場会社に対して「コーポレート・ガーン 関する報告書」(以下、コーポレート・ガーバナンス報告書という)の提出を求めている (上規2 条 12 平 号、211 条 12 項 1 号)。コーポレート・ガーバナンス報告書は、投資者に対して上場会社 マーポーン ガバナースの状況を明確に伝えることにより、上場会社間の比較を可能にすることを目的とする 以前は 管短信に ーポレート・ガバナンスの状況を記載することとされていたが、2006 年にコーポレート・バナンスに書にまとめるとともに、決算短信の作成負担の軽減を図ったものである。

② 提出と開示

コーポレート・ガバナン 異なり、自社が採用するコーポレ ナンスの体 説明っ 等、定性的な情報が中心♪なってい 制の概要やそれを採用し いる理由 作成 あたっ 入力画面、 力す。とで XBRL データがと ては TDnet に用意 句に作り ウザを経 て PDF ファイルとして保存し、コーポレー XBRL データを 模式図 したうえで全文 PDF ファイルとして登録・提入 及び適時開示に関す 体制図を給

コー・・・ガバ、ス報告書は適時開示資料ではないため Tracet Live 関示されないが、提出翌日には証し収引所によるペーなどで開示される(東京証券取引度 マー、「コーポート・メバナンス情報サージにストで検えて能)。

② 記載事項

コーポレート・ガバナンス報告書、大別 監査(置会社と指名委員会等設置会社のに 改正会社 法に対応して監査等 置会社 類型 用意さいる。各類型に応じて記載内容を整理する 次のとおりである。

「コーポレート・バナンフェー」で記載事業(監査役設置会社の場合)

(以下、コーポレー) カス ンスを「CG」、略す

記載事項	記載上の注意
I コーポレート・ガバナン <u></u> た関	する。 な考え方及び資本構成・企業属性その他の基準報
1. 基本的な考え方	
(1) コードの各原則を実施しない理	・基本的方針(背景を含む)、CGの目が
由	・ステークホルダーの位置づけ、経営・見機能にクターをえ方などを記載することもで
(2) コードの各原則に基づく開示	<i>t t t t t t t t t t</i>
	・コードの各原則 木施しない理由は、他の 大書類等 おいて、コードの各原則を実
	施しない理由は載している場合であってこの。このはこは必ず実施しない理由を記載
	しなければなり、い(下記の
	・コードの各原則ない。 は、別のない資料の記載場所(URL 等)を記載する参照
	方式も認められる。
	・実施しない理由の説明が必要となる各原でについて、全てを実施している場合には、本
	欄を非表示とするのではなく全てする。
	・マザーズ又は JASDAQ の
	その旨を必ず記載する。
	・「コードの各原則を実施しない」とは、将来の実施を決定している場合であっても、報
	告書の提出日時点で実施していないと判断するものを含む。

1 招集通知

上級 advanced

位置づけ 株主総会開催に関する情報及び報告事項並 に決議 に関する情報を株主に提供。本章では、いわゆる狭義の招集通知を指す

参 照 ひな型編〔4-1-1〕

解 説

1 定時株主総会招集通知

定時株主総会招集通知には、通常、のような順で各事項が記載される。

ア 招集通知 (狭義)

- 議決権行使方法
- 総会開催(4時) 所
- ・ 総会の 事項 (報、写項と決議事項)

イ 事業報告

- ウ(計算)
 - 通計算書
 - 計算
 - 計監査人の監査報告
 - 賃査役会の監査報告
 - *主総会参考書類 (議案内容の説明)

2 議決権行使方法

「招集通知(狭義) 3記載、頃の ら、高 5行使方法の説明が重要である。例えば、定 4主総会の開催日時が20~46月21日午前10日 場合、大のような議決権行使のあり方が存在

① 議決権行使書

株主総会を招集する場合、株主総会 日時及び場所、株主総会の目的事項として、株工会に出席しない株主が議決権行使書面によって議党 を行使することができる旨を定めることがある (会社、898条1項3号)。

実際、多くの上場会社の株主総会招集通知では、株主総会招集通知の10101に、 ような文章が記載される。

当社第〇回定時株主総会を下記のとおり開いたしますので、ご出くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によりでを行使するとができますので、後記「株主総会参考書類」をご検討のうえ、20X1年6月20日午後5時15分まで/ 着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

このような定めをした場合、会社は、定時株主総会招集通知に、事業報告及び計算書類を記載することに加え、「株主総会参考書類」を記載し、かつ、議決権行使書面を送付しなければならない(会社法 301 条 1 項、325 条)。

② 議決権行使書面とインターネット議決権行使の併用

議決権行使書面に加え、インターネット議決権行使(会社法298条1項4号、325条、会規63条4号、95条1号) を併用する場合においては、次のような文章が記載され

当社第〇回定時株主総会を下記のとおり関催いた。 ます。

[議決権行使書面による場合]

同封の議決権行使書面に議案に対 る賛否をご 示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送 ください。

[インターネットによる議権行使な合]

ウエ パソコン又は携 ら議決権へ 〈卜 (http://www.···· 同封 面の案内 用のう た「議決権√使コー、」及び「パスワード」を の議決権行使書すて記載さ 従っ 対する賛否をご入力ください。インターネッ て、上記の行使 までに議え よる (ターネライによる議決権行使のお手続きに いただきますようお 記の` をご

実務担当 の準備 業

③ 議決権電子行使プラットフォー

④ 委任状勧誘制度

金融商品取引法に基づくて任比を 利度(金商法 194条、金商法施行令 36条 ~ 36条の 上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令)を採用する場合は、議党 770 を面制及 採用していないこととなる(会社法 298条 2 項ただし書、325条、会規 64条、95条 2 号

この場合、招集通知には、次のような記載がなる

当社第〇回定時株主総会を下記のとおり開いたしますので、ご出くださいますようご通知申し上げます。

3 WEB 開示と WEB 修正

定款に定めることで、株主総会参考書類及び、事業報告の一部、計算書類のうちの株主資本等変動計算書及び個別注記表、連結計算書類につき、インターネットによる開示 (WEB 開示) が可能となる (会規 94 条、133 条、計規 133 条、134 条)。これにより、事業報告のうち「会社の株式に関する事項」「会社の新株予約権等に関す

4 株式会社の会社役員に関する事項

位置づけ 株主が経営を委託する経営陣=会社役員にはする情報、コーポレート・ガバナンスの観点から非常に重要であり、株主価値 向上に続いてない場合には最終的には会社役員の解任の是非を検討するうえでの情報となる。

参 照 ひな型編〔4-2-4〕

解 説

1 主な記載内容と開示対象となる全社役員の 係

会社役員に関する事項 (大)、役員 (大き (大き (大き)) と (大き) (大き)

- ① 取締役及び『全役》 名等(指名 見会等 置会社の場合は「取締人 び執行人 アー・等」。」 「同じ)
- ③ 「大区」「関する「頂
- 以 上記 た と対応 る記載事項と、開示対象となる会社 との関係を す。

	, —		:\ -
ii 📈		対象	注
	直前の株主組の利用の金	生総会の終結の日の翌	
	日以降に在住していたも	A 降に在任していたものに限 定さ、い会社役員	
		上されて見	
① 取締 及び監査役の氏名等	4 1	V	
a			
会社役員の地位及び担当	\circ		
c 会社役員が締結している責任限定契 の内容 の概要			
d 辞任した会社?			
e 当該事業年度 る会社 重要 職の 状況	\circ		
f 監査役、監査等委員又は監査委員が則 及び 会計に関する相当程度の知 ち ちし あもの であるときは、その事実	0		
g 監査等委員会設置会社である場合の常勤の監 査等委員に関する事項又は指名委員会等設置会 社である場合の常勤の監査委員に関する事項			
h その他会社役員に関する重要な事項		0	
② 取締役及び監査役の報酬等の額			
a 当該事業年度に係る会社役員の報酬等		0	
b 当該事業年度において受け、又は受ける見込 みの額が明らかとなった会社役員の報酬等		0	
C 当該事業年度に係る社外役員の報酬等		0	*
d 当該事業年度において受け、又は受ける見込 みの額が明らかとなった社外役員の報酬等		0	*

e 親会社等又は当該親会社等 (親会社等がない場合にあっては当社)の子会社等の役員を兼任している場合の親会社等又は当該親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額	0	*
f 各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に 係る決定に関する方針を定めているときは、当 該方針の決定の方法及びその方針の内容の概要	0	
③ 社外役員に関する事項		
a 重要な兼職先である法人等と当社との 係		
b 主要取引先等特定関係事業者等との		
c 各社外役員の当事業年度における主な活。 **況		
d 社外役員に関する事項(

(注) ※③「社外役員 ヺする。 しにおいて すること 可。

2 締役及 うき役の 名等

- 社に、地位:会長、社長、副社長、専務、務等

打:総務担当、経理担当等。使用人兼務取 反、 今には、総、 と長、経、と長等の兼務職を記載さ

- c 学 役員が締結している責任限定契約の(***)概要(3 121条3号)
- 素社と会社役員との間で責任限定契約(会社は427条150を締結しているときは、当該契約の内容の概要を記載する(会規 121条3号 ルボ、責法と定額、法定事項以外に責任が制限されるである。の条件を定めているときにおけるの条 スト容等か えられる。また、当該契約によって は会社役員の職務の適正性 しないように るため 世置を講じている場合には、その内容も記載 る (会規 121条3号か と書)。
- d 辞任した会 役員又は節 全社、 対する事項(会規121条7号)

解任され 辞任した会 会社役員(株主総会の決議により解任さ を除く)か には、ア 当該会社役員の氏名、 辞任又は解任について意見があった。 は当該 の内容、 人の取締役 任について理由がある 4由を記載する。監査等委員である取締役 任又は解任 について、監査等委員会が展定する監査等委員により株主総会 予定の又は述べられた 意見があるときは、その意見の内容も事業報告に記載するこ なる。 は、 事業年度前に辞任 又は解任された会社役員についても開示対象 たものを除く)ため、 いる場合には、表中 留意しなければならない。これらの会社役員 ~ウについて注記するか、 別項目を設けて記載する。

e 会社役員の重要な兼職の状況(会規121条 8

4 連結注記表

位置づけ 連結計算書類の利用に際しての基本的前提 理解する めの情報。

参照 ひな型編〔4-3-4〕

解 説

1 連結注記表の概要

連結注記表は、次のa~mに掲り、質目に区分して表示する。その際、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書の特定の項と関連する。記については、その関連を明らかにする。

- a 継続企業の前提に関 る、
- b 連結計算書類の作品のための、大とな、「要な事項及び連結の範囲では持分法 適用の第4の変更に関する注記
- c 会計方針 更に関する記記
- d 表示方法の多 に関する注
- e 国本 見積り、する注記
- f 会計上(人)の変、に関する注記
- g 誤謬 ガ正に 3注記
- h 連結 借対照 等に関する注記
- た結れ 本等変動計算書に関する注記
- j st 商品に関する注記
- k 1等不動産に関する注記
- 株当たり情報に関する注記
- m 重要な後発事象に関する注記
- n 収益認識に関する注記
- o その他の注記

2 継続企業の 提に関す

E度の末日において、当該株式会社が将 上記は、事 継続企業の前提 て事業を との前提(以下「継続企業の前提」と た重要な疑義を生じさせるような 良又は状と 存在する場合で あって、当該事象又は状況を経済し 人は改善するための対応をしてもなお継続 きの前提に る重要な不 当該重要な不確実性が 確実性が認められるときには、一記の事項を記載する。なお、当該事 末日存 認められなくなった場合は不要である。ただしこの場合には、当記 続企業 是に重い 疑義を生じさせる ような事象又は状況を解消し、又は改善するために ▲して注記対象となるこ 重要 後発 とも考えられるため留意が必要である。

- a 当該事象又は状況が存在する旨及びその
- c 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- d 当該重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映レベいる かの別

3 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

① 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項として、下記の事項を記載する。この場合において、当

該注記は下記に掲げる事項に区分しなければならない。詳細については、ひな型編[4-3-4]を参照されたい。

a 連結の範囲に関する次に掲げる事項

- (i) 連結子会社の数及び主要な連結子 社の名称
- (ii) 非連結子会社がある場合には、次に ずる事項
 - 主要な非連結子会社の名称
 - 非連結子会社を連結の範囲から除いた理由
- (iii) 株式会社が議決権の過半数さ A己の こおい 近有している会社等を子会社としなかったときは、 当該会社等の名称及び子会 なかった。
- (v) 開示対象は JEL 社 (会社法 行規則 1条に規定する特別目 社 (同) Dザ により 該特別目的会社 産を譲渡 会社の子会社に該当しないものと推定される に限え をいう) ある場合には、次に げる事項を 他の重要な事項
 - m、大象特。 的会社の概要
 - 2) 開ラス 特別目、会社との取引の概要及び取引金額

b 有分別 適用に る次に掲げる事項

- 持分・一利用しない非連結子会社又は関連会社あるとと次にずる事項
 - 該非連結子会社又は関連会社のうち主 よ会 その名称
 - 高該非連結子会社又は関連会社に持分の適用しな。理由
- 当該株式会社が議決権の100分の20以上、100分の50、下を自己の計算において所有している会社等を関連会社としなかったとき、全会社等、名称及び関連会社としなかった理由
- (iv) 持分法の適用の手続につい 特に示 なずがある 認められる事項がある場合には、それ 容

c 会計方針に関す ずる事以

- (i) 重要などの評価基準及び評価) と
- (ii) 重要な; 5償却資産 切の)
- (iii) 重要な引 基準
- (iv) その他連結計算書類の作成の りの重要な事項

② 連結の範囲又は持分法の適用の変更に関する注記

連結の範囲又は持分法の適用の範囲を変更した場合、その旨及び 高該変更 中を記する (重要性の乏しい変更を除く)。

4 会計方針の変更に関する注記

- 一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一 がるものを記載する(重要性の乏しい変更を除く)。
 - a 当該会計方針の変更の内容
 - b 当該会計方針の変更の理由
 - c 遡及適用をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額
 - d 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかった場合には、次に掲げる事項(当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、ii に掲げる事項を除く)

4 個別注記表

位置づけ 計算書類の利用に際しての基本的前提を理 するため 情報。

参 照 ひな型編〔4-4-4〕

解 説

1 個別注記表の概要

個別注記表は、以下の項目に区外で表示する。お、会社の形態により、記載が不要となる注記があるため、留意すること。

その際、貸借対照表、投入可求 株式 大笠 が計算書の特定の項目に関連する注 ここ は、その関連を明らかにする。

		会計 査人設置会社以外の 株式会社(公開会社除く)	会計監査人設 置会社以外の 公開会社	株会社
a	※企業の <u>、</u> ▼関する 2記	不要	要	不要
b	重な会 方針 マ事項に関する注記			
c	会計方の変更と関する注記			
d	表示方法 変更 異する注記			
	云、 の 免損 リ に 関する 注記		म	不严
f	会計の見積りの変更に関する注記	小 安	不多	不要
g	誤認訂正に関する注記			
h	が照表等に関する注記	下要		不要
	益計算書に関する注記	7		
j	株主資本等変動計算書に関する注			不要
k	税効果会計に関する注記	不要		不要
1	リースにより使用産に関する注			要
m	金融商品に関 る注記	下要		
n	賃貸等不動産関する注記	不要		不要
0	持分法損益等関する	不要	不要	一要
p	関連当事者との・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	不要		
q	一株当たり情報に関する注記	不要		不要
r	重要な後発事象に関する注記	不要		不要
s	連結配当規制適用会社に、上の在記	不要	不	不要
t	収益認識に関する注記			
u	その他の注記			

2 継続企業の前提に関する注記

- a 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- b 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

監修

宝印刷株式会社

上場企業のディスクロージャー関連書類・EDINET デザカおよび IR 活動に関するサポート事業大手。 上場予定会社の上場準備から既上場会社の継続開示サートまた融商品取引法、XBRL、会社法、IR、投資信託、REIT 等ディスクロージャー分野で覧にわたる・ービス 展開している。

有価証券報告書・招集通知記載事例集の人 各種 ナーク企画 株主総会支援等コンサルティング業務や XBRL データ変換ツールの開発等、各種 IT ルの、 とも注力している。

執筆協力者プロフィール

EY | Assurance | Tax | Transact. | Advisory

EYについて

vaよびアドバイザリーなどの分野に EYは、アシュアランス、 ザク です。私たちの深い 世界中の資本市場や経済 私たち ビスは 高品質なる 動に信頼 はさまざまなスティ -の期待に えるチ を率いるリーダーを生 ること アント、 て地域社会のために、より良い社会の構築に で、構成員、ク

EYとは、シストンド・ヤン・グローバル・リミテッドのグローン・トワーであり、単体、もしくは複数のシバーマームをし、各メンバーファームは法的に独立した紹文です。メンストンンド・ヤング・グローバル・シミテットを英国の主証有限責任会社であり、顧客サービスを、供しています。。詳し、は、ey.comをご覧くださ

EY新日本福祉責任を登法人について

本有、 ・ 監査法人は、EYの日本におけるメンドーファーであり、監査および保証業務を中心に、 アドバードリーサービスなどを提供しています。データー、www.sh、 bon.ob、をご覧ください。

nst & Young ShinNihon LLC.

All Ats Reserved.

本書は一般的な参考情報の提供のみを「水に作用しれてお」、会計、税務およびその他の専門的なアドバスを行う ものではありません。EY新日本有限」 E監査法 は、 ず他の イメンバーファームは、皆様が本書を より被ったいかなると ても、 切の 上を負 まん。 具体的なアドバイスが必要な場合は、 低 に専門家 にご相談ください

執筆協力者紹介

監 修	三浦 太(みうら) さる)
編集代表	菅沼 (・あつし)
無未 10 公	松本雄一(まつもと・ゆういち)
レビューア	加藤圭介(かとう・けいすけ)
	岩田瑠梨子(いわた・るりこ)
	小畑 旭(おばた・あさひ)
執筆協力者	桑原美佳(くわばら・みか)
	小板橋秀徳(こいたばし・ひでの、
	吉澤直隆(よしざわ・なおたか)

2015年 6月28日 初版第 2021年 8月 1日

財務報告実 検定・ 大式理 へ 偏公式テキスト 解説編 222 月期 (2021年8月1日版)

編 著 者 日本IPO実務材

発行者 岩 村 季

発 行 所 リンケージ・パブリーング

〒 10/ 01 東京 中央区銀 17-2 アー/5 化*ルデ 61 TEL 03(457 /858 FAX 03(67)1553

本書の内容を無断で複写・複製(コヒ とは、著作者 反社の権利侵害となり、 著作権法上での例外を除き、禁じられて、。。

本書の取り扱いには以下の点にご注意ください。

- ・本書の著作権は、日本 IPO 実務検定協会にごさ
- ・本書の一部または全部を、データの種類(印刷物、電、アル、ビデオ、インターネット等) の如何にかかわらず、複製、転載、第三者へ転売(オークション含む)する事を禁じます。